

平成28年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成28年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美	忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	藤 枝 泰 文 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 淵 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
生 涯 学 習 課 長	石 井 淳 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	綱 川 廣 道 君
文 化 振 興 室 長	堀 内 恵 美 子 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	友 部 邦 男 君
ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	菅 井 敏 幸 君
企 画 政 策 課 長	後 藤 弘 樹 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
学 務 課 長	堀 江 正 勝 君
学 務 課 長 補 佐	根 本 薫 君
建 設 課 長	吉 田 貴 郎 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
総 務 課 長	野 口 文 男 君
総 務 課 長 補 佐	西 山 浩 太 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	松 田 輝 雄 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	沼 野 剛 君
消 防 本 部 総 務 課 長	安 達 裕 一 君
消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	鈴 木 一 也 君
消 防 本 部 警 防 課 長	田 口 信 助 君
消 防 本 部 警 防 課 長 補 佐	川 辺 義 明 君
保 険 年 金 課 長	田 村 一 浩 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	根 本 由 美 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 3 号

平成28年12月12日（月曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番市村博之君、20番小藺江一三君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑義があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めていただきたいと思います。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、最初に、19番市村博之君の発言を許可いたします。

〔19番 市村博之君登壇〕

○19番（市村博之君） それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問を行いたいと思います。

我々政研会は今年度教育問題を重点的に研究してまいりました。AET教師による、小学校、中学校の授業参観、古河市教育委員会のICT教育の現状視察等を行い、また、今後の教育に対する国の方向性を研究してまいりました。それを踏まえまして、質問時間に限りがありますので、アクティブ・ラーニングとICT教育についての問題で6項目のみの質問をいたします。

この9月に、文部科学省の中央教育審議会が平成30年を実施予定とする次期学習指導要領への改訂のための審議のまとめを公表いたしました。ご承知のとおり、学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程、カリキュラムを編成する際の基準を定めたものであります。現在のような形で、大臣告示の形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されております。時代の変化や子どもたちの実態、社会の変化の要請に応じて改正されております。特に、平成10年度から平成11年度にかけ

て告示された学習指導要領は、ゆとり教育の名のもとに学力低下を引き起こすと懸念されるあまり、肯定的に評価されてはおりませんでした。現在、その指導要領で育った子どもたちは「ゆとり世代」とやゆされることも、残念ながら、あるほどです。

現行の学習指導要領は、子どもたちの生きる力を育むことを目指し、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力、すなわち、知・徳・体を三本柱を基本的な考えとして成り立っております。今回、次期指導要領のためにまとめられた内容の中に、総論的なものの中に次のようなものがあります。少し長くなりますが、読みたいと思います。

これからの子どもたちにとって必要な資質は、

1. 予測できない未来に対応するために、社会の変化に受け身で対処するでなく、主体期に向き合っかかわり合い、その過程を通して一人一人がみずからの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生をみずからつくり出していくことが重要である。

2. そのためには、教育を通じ、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分である。これからの子どもたちには社会の加速的な変化の中で、社会的・職業的に自立した人間として伝統や文化に立脚し、高い志と意欲を持って蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から新たな価値を生み出していくことを求められるとあります。

これを私なりに解釈しますと、次期学習指導要領の目指すところは、その人間像は、マニュアル的な人間からの脱皮を目指すことを意味していると私は思います。

今から20年程前に、学生時代の仲間たちと飲む機会があり、そのときの話題に今どきの若者談義がありました。それなりの会社のそれなりの立場の仲間たちと異口同音に、おなじに、今の若い社員はマニュアル的な人間だと。なぜなら、与えられた課題はそれなりにこなすが、予想外の事態が発生すれば混乱し、挫折する傾向があると。インプットされた知識は上手にアウトプットするが、それ以上のことができないと。すなわち、受動的なマニュアル人間だということであります。

次期学習指導要領はいろいろの側面がありますが、その眼目は覚えること中心の受け身の学習でなく、実際、生活上の複雑な問題の解決に向けて、子どもみずから主体的に、活動的、積極的に取り組む学習を目指していると私は解釈しております。すなわち、マニュアル的な人間から子どもたちが脱皮する、脱皮させることを目指していると考えております。

そして、それを実現するための手法がアクティブ・ラーニングだといわれております。次期学習指導要領の目玉がアクティブ・ラーニングだといわれるゆえんであります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。アクティブ・ラーニングとはそもそもどういうことを意味するのか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 答弁を求めます。

教育長今泉 寛君。

〔教育長今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 19番市村博之議員からのご質問にお答えをいたします。

アクティブ・ラーニングについてでございますけれども、アクティブ・ラーニングとは、学習の方法の一つでありまして、先ほど議員おっしゃったように、新しい学習指導要領の大きな目玉であります。特に、2020年からスタートする小学校、2021年からスタートする中学校、そして2023年からスタートする高等学校の中での学習、その中で非常に柱となる学習の方法でありまして、背景を若干説明させていただきますと、今の日本の社会、少子高齢化、グローバル化、高度情報化という大きな変化が起きているところであります、特にこのグローバル化と高度情報化につきましても、今後加速度的に進んでいくというふうに予想されております。

例えば、今の子どもたちの65%が大学を卒業した後、今現在世の中になくないような職業に就くというような予測がされております。また、今後10年から20年先には、今の仕事の約47%が自動化されてしまう。これは人工知能の飛躍的な進化が予想されるからであります。また、2045年には人工知能が人間を超えるのではないかと、そういう指摘もあるところであります。

先ほど議員がおっしゃったように、このような予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処することではなく、主体的に向き合って、かかわり合い、その過程を通して一人一人がみずからの可能性を最大限に発揮して、よりよい社会と幸福な人生をみずから作り出していくことが重要であるといわれております。AIに負けない、AI、人工知能です、人工知能に負けない、そしてその人工知能を使いこなしていく人間がこれから求められていくということになります。

これまでの教育においては、知識を詰め込むことを重視し、また、解き方があらかじめ定まった問題、それを効果的に解く、そういう力を育んできたところがありまして、そういうことではもう不十分であるというようなことが指摘されているわけです。先ほど、マニュアル人間という話が出ましたけれども、まさにそういう部分がそこにつながっていたのかなということも考えられます。

こういう中において、既存の知識を詰め込むことだけではなくて、さまざまな知識、自分の持っている知識を、そういうものを礎にしまして、そういう知恵をもとに、みずから新たな問題を発見し、他者と協働しながらそれを解決する力、こういうものが求められている。そしてまた、新しい知識を創造する力が求められているところであります。まさにこのような背景の中で、アクティブ・ラーニングという学習の方法が登場してきたところでもあります。

アクティブ・ラーニングにつきましても、具体的な学習の方法を述べますと、これまで教師が黒板に板書をしまして、それを生徒がノートに取って勉強するというような、そういうスタイルではありません。生徒みずからが課題を見い出しまして、グループの仲間とディスカッションをします。それから、そういう結果を発表しながら、生徒がより主体的・

能動的に学習していくこと、こういう学習の方法であります。

ただ、こういう学習方法はこれまでもやってきたのではないかという声もあるんですけども、それは本当に主体的であったか、それから対話が重視されて、本当に対話的になっていたのか、また、深い学びになっていたのかということが重視されていて、そのことを考えますと、これまで以上にやはり取り組んでいかなければならないということになってきます。重要なのは、子どもたちに何を学ばせるかだけではなく、子どもたちがどのように学ぶか、そして子どもたちが学んだ後、何ができるようになるかという観点であり、主体的な学び、対話的な学び、深い学びを実現していくのがアクティブ・ラーニングでございます。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 要するに、アクティブ・ラーニングとは、先生からの一方的な講義じゃなく、また、一方的に知識を与えるのではなくて、生徒たちが主体的に参加しまして、仲間と深く考えながら課題を解決すると、そういう手法だと思ってよろしいですね。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

実際、アクティブ・ラーニングにつつまして勉強しますと、どうしてもICT環境の整備というものが必要になるということがあります。そこで、アクティブ・ラーニングとICT教育との関連について質問したいと思います。ICTはなぜアクティブ・ラーニングにとって必要なのか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君、自席で。

○教育長（今泉 寛君） 今議長から、自席でということなので、自席のほうから答弁させていただきます。

アクティブ・ラーニングとICT教育の関連についてでございますが、質問にお答えする前に、ICT教育について説明させていただきたいと思います。

ICT教育とは、学校の教育の場にコンピューターやネットワークなどの情報通信技術を取り入れることであります。ICT教育は大きく二つありまして、一つは情報教育であります。情報通信技術を使ってそれを使いこなす子どもたちに、そういう力をつけるのが情報教育です。

二つ目が教科指導におけるICTの活用でありまして、これは国語、算数、理科、社会というような教科の学習の中で、その教科の目的を達成する道具としてICT、つまりコンピューターやネットワークなんかを活用するということであります。この二つがICT教育なんですけれども、アクティブ・ラーニングとの関係でありますけれども、結論から言えば、アクティブ・ラーニングでは、ICTの効果的な活用なくしては成立していかないというふうに考えられるものであります。なぜかといいますと、まず、第1点は、さっきの情報教育なんですけれども、高等学校には教科「情報」というものがあります。しかし、小学校、中学校には情報という教科はありません。従って、子どもたちに情報教育

をしっかりと学んでもらうためには、日常の授業の中でICTを活用する必要がある、そういう中で活用を学んでいく必要があるということです。

第2点は授業の効率化であります。アクティブ・ラーニングをやろうとなると非常に時間がかかります。先ほど、黒板に先生が書いて、それを子どもたちがノートにとるという学習、アクティブ・ラーニングと対極にある学習をお話ししましたが、これは非常に時間がかかりません。それに比べて、アクティブ・ラーニングは子どもたちで話し合ったり、いろいろみずから調べていたり、発表をしたりということをやりますので、非常に時間がかかります。ところが、学習の内容はますますふえている状況であります。学習時間の中で全てを満足するためには、どうしても授業の効率化を上げなければなりません。そういう意味で、アクティブ・ラーニングの中にはICTを活用して、子どもたちがあらゆる学習場面でICTを活用することによって授業の効率を上げるということで、もう一回まとめますと、情報活用能力を育成すること、それから授業の効率化を上げることあります。そのためにICTの教育はアクティブ・ラーニングにはなくてはならないものであるといわれております。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） お答えをいただきました。一つには、情報教育に必要ということと、もう一つは効率化。それと、私が調べた範囲になりまして、もう一つあるんじゃないかということがあります。それはICTを活用することにより、双方向の学習ができる。それは縦の学校の先生と児童生徒、それと児童生徒との横の関係を利用した学習能力の向上ということだと思います。そうすることによって、主体的に、創造的に学習に参加できるということで、きわめて主体性を確立するには有効な機器であると私はいろいろ資料を読みましたら感じました。

そこで次の質問なんです、ICT教育の国の方針、それと当市の現状について教えてください。これは簡単に言えばICT機器の整備です。整備率、それをおわかりになれば教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 国の方針と整備状況ということでお答えさせていただきます。

文部科学省では、平成25年度に「第2期教育振興基本計画」というものを策定いたしました。この基本計画において、21世紀にふさわしい学校教育の実現を図るためにICTを活用した教育の推進が明記されまして、もちろん、アクティブ・ラーニングも合わせて明記されているところがございますが、平成29年度末、来年度末、その時点において達成すべき八つの整備目標が示されているところであります。この八つの整備目標について、笠間市の現状等をご報告させていただきます。

まず、コンピューター教室ですけれども、これには目標が40台であります。これは笠間市、達成できております。

二つ目が高速インターネットの接続率です。目標100%、もちろん笠間市も100%で達成しております。

公務用コンピューター、これは教職員が使うコンピューターで、校務に使うコンピューターですけれども、教員1人1台、これは笠間市も達成しております。

以上3項目は笠間市が達成できているところであります。

以下、五つの項目については笠間市で達成できてないところなんです、一つずつご説明いたします。

まず、4番目が教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数です。1台当たり3.6人が目標です。これにつきまして、笠間市は7.1人に1台であります。7.1人です。

5番目の目標は、各普通教室にコンピューター1台、特別教室にコンピューター6台です。これは達成できておりません。笠間市ゼロ台です。

6番目が、タブレットなど設置場所を限定しない可動式のコンピューターの導入ですけれども、目標が40台です。1学校当たり40台。これはゼロ台であります。笠間市はゼロ台です。

7番目の目標は電子黒板や実物投影機など、大型提示装置の整備でありまして、これは1学級1台という目標になっておりますが、笠間市では学校に1台から2台程度であります。

8番目、最後の目標になります、各教室に無線LANを整備するという目標で、これを100%目標としておりますが、笠間市はゼロ%です。

以上、国の整備目標と笠間市の現状についてお話しいたしました。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 次の質問に入る前に、茨城県のお他市との比較を私なりにさせていただきました。

コンピューター1台当たりの児童数は、先ほど笠間市は7.1人に1台、県は大体6.2人に1台、これは全国平均と同じです。それと普通教室の電子黒板整備率、全国平均が21.9、茨城県平均が約16、同じく笠間市も16。それと普通教室の無線LAN整備率、これ、報告がなかったような気がするんですが、全国平均が26.1、茨城県平均は同じぐらいなんです、たしか笠間市はゼロだと思うんですが。無線LAN未整備の市は、県内で33市ありますが、未整備の市は10市です。その中に入っているような状況であります。

先ほど、教育長のほうからありました教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画は、国のほうの水準でこういうふうにしてほしいという目標なんです、これは努力義務でありまして、決して強制的な義務ではありませんので、これほどの差がいろいろな市で出ております。

笠間市、一見すると、教育問題で大変お困っているような感じはします。この問題に関しましては。ただし、AET教育ですか、あれは県内トップクラスのAET指導者という

んですか、その配置率になっておりますので、笠間は違った方向に力を入れていると。違った、これ、間違っただけという気はないです。英語教育に重点的に力を注いだと、そういう結果であろうと私は理解しております。

そこで、次の質問に入りたいと思います。

ICT教育の課題について質問をしたいと思います。

国の方針どおりにICT教育の環境整備を完全に実施した場合、予算はどのくらいかかるか。2番目に、学級の適正規模について、これはICT教育を行う1学級の児童生徒の人数の適正規模で、そういう意味で質問をいたします。これは質問の事項では、学級の適正規模という表現をしておりますが、詳しい内容は口答で教育長に質問してありますので、あしからずお願いいたします。よろしく回答のほうお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ICT教育の課題としましては、ご指摘の財政面というのは非常に難しいところがございます。先ほど述べたような八つの項目のうち、できてない5項目、それらを達成していくためにはどのぐらいの費用がかかるかということ、試算してみたところ、およそ6億円かかるということになります。

そういう中で、ICTについては段階的に入れていけたらいいなと思っているところがあります。本年8月26日に、中央教育審議会より次期学習指導要領に向けての審議のまとめというのが公表されました。これが出ますと、今年度の末によいよ学習指導要領が出てくるわけでございますけれども、その中に各教科、いろいろな教科の学習、それから道徳、総合的な学習の時間、特別活動の全ての学習の中で、アクティブ・ラーニングの活動を進め、ICTを効果的に活用した学習となるようにするということが記述されていることであり、また、それが学習指導要領に反映されていることは間違いのないところかなと思うところがあります。

そのような中で、大事になってくるのは教室の環境であります。未来の教室をつくると思いますか、インテリジェントなクラス、学級、その中でICTを導入しまして、ちょうど先ほどお話ししましたような大型提示装置があったり、タブレットなどを入れていったりするようなことがぜひ必要になってくるのかなというふうに思っているところです。

ただ、そういう環境をつくるのにも、もう一つ教師の指導力の問題もありまして、たとえお金があったとしても、一遍にそういう環境を整えてしまうと、室の持ち腐れとまでは言いませんけれども、使いこなせない状況が生まれてしまうということは予想される場所です。そういう意味において、段階的に入れながら教員の指導力も向上させていくことが必要かなと思っているところがあります。

そこでまず、第一段階としましては、各教室に大型の提示装置とパソコンなどを配備しまして、日常的に学習の中で活用できるような状況をつくるということをまず第1段階で

考えたいと思っております。

続いて、第2段階でタブレットを導入したり、無線LANを導入したりしまして、子どもたちがそれを日常的に活用して学習ができるようにしていくことかなというふうに考えているところであります。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 一つ質問して答えてない……規模の問題は、両方やってください。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君

○教育長（今泉 寛君） 規模でございますが、ICT教育を進めるにおいて、どのくらいの規模、人数がいいかということは余り定かになっていないところではありません。むしろ、アクティブ・ラーニングの学習がどう成立するかということで、人数、規模は考えられてくるかなと思います。従って、今基準が40人学級ということになっておりまして、もう少し少ないほうがいいんですけども、笠間市では、基準としましては35人程度が妥当な線かなということに適正規模配置の中でうたっているところであります。また、アクティブ・ラーニングやICT教育についてもその辺の規模でやっていくことが妥当な線であると考えているところであります。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） お答えありがとうございます。教育振興基本計画にのっとった、これは平成29年度までなんですけど、のっとった環境整備をすると6億円と、大変膨大な金がかかります。考えようによっては、大変失礼ですが、地域交流センター一つをつくるぐらいの金額なんですけど、そうは言っても、6億という金は高額な金額であります。

そこで、私なりに考えました。実は、財政課にお願いして調べていただいたんですけど、これを整備する場合、果たして合併特例債が適用になるかどうかということで調査していただきました。総務部長、間違っていたら、これやって。

一つは、合併特例債を適用するためには新都市計画に入っていないとだめだということなんですけど、これは入っていると。クリア。高額な機器、これは簡単に言いますが、20万以上の機器やネットワーク整備などは活用可能。ただし、20万円以下のタブレットは残念ながら、適用外ということになります。

山梨県の北杜市で合併特例債を使った事例がございます。これは無線LANの整備設計業務委託1,750万が合併特例債適用になったということで、やりようによっては結構合併特例債が使えて、環境整備ができるんじゃないかと私は認識しております。残念ながら、タブレットは小額なので、市独自で予算つけないといけないということだろうと思います。間違いはないですか。そういうことで、何とか財政的ないろいろな面をクリアしまして、前に進めていただきたいということで、実はこの項目質問をさせていただきました。

それと適正規模なんですけど、実は古河市に我々視察にまいりました。県内では古河市が

一番進んでいるようなお話を聞きましたので、行って、担当の方、指導主事というんですか、先生にお話を聞きまして、学校の現場に行ってみりました。

やはり最初は小規模校でやっているんです。それは何かというと、今の教育長の答えにありますように、指導者の問題があるみたいです。いきなり機器の環境整備をしても、大変申しわけないけれども、先生もそれについていけない部分があるということで、小規模校から全児童にタブレットを渡して、もちろん教室には電子黒板もありますし、そういう状況で授業をやっているということでした。

ですから、そのときの考えでは、ひょっとしたらこれは小規模校からこういう問題を率先してやったほうがいいのかと私なりに考えまして、実際、この項目の質問をさせていただきました。教育長に聞きましたら、小規模校としまして、笠間市には、大原小、岩間第二小があります。それと笠間の南小学校ですか、中学校があります。そこで、これらの学校にまず差別化するようなことになりますが、入れて研究したほうがいいんじゃないかなんていうような、個人的です、あくまでも個人的に思っているところであります。まして南小学校は今度南学園義務教育学校ということで、いろいろな実験をするような学校になります。その中で、やはりICT教育も目玉の商品になるんじゃないかと私は個人的には考えています。そういうことで、ぜひとも財政、また、機器、それとネットワーク、できれば早急に考えていただければという感じしております。

次の質問に入ります。

教育委員会といたしまして、教育長と言いかえてもよいですが、ICT教育に関する方針、考えを率直にお聞かせ願いたいと思います。いくら教育委員会で考えても、財政の裏づけがないと前に進みません。ということは、市長の理解がなければ進めていけないということでもあります。多少、前の質問で考えの一端をお聞かせいただきましたが、改めて、ここで教育長として、個人でよろしいです、思いを述べていただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 今議員から、教育委員会としてICT教育に対する考え方をということでお答えさせていただきます。

まず、ICT教育については、今後ぜひもっと充実していかなければならないと考えておりまして、現在策定中であります笠間市教育振興基本計画でも、児童生徒や教職員も合わせて情報活用能力を高め、確立していかなければならないということで、ICTを積極的に活用することをうたっていこうと考えているところでもあります。

また、地方創生を目指し、笠間市では、世界で活躍できる人、地域を支える人づくりを進めているところでもあります。そして、これまで英語教育の充実と郷土教育の充実に取り組んでいるところです。英語教育については、平成27年度から英語教育強化推進事業を立ち上げました。そして、郷土教育につきましては、今「郷土教育の指導の手引」というのを作成しておりまして、来年度から郷土教育をさらに充実していくところでもあります。

もう一つ、どうしても足りないものがあります。それは情報活用能力の育成、情報教育の充実であります。世界で活躍できる人、地域を支える人づくりには、やはり三本柱が必要で、英語教育と郷土教育と情報教育、この三つは欠かせないと思っているところであります。

どういう人づくりということで、育った姿を思い描いているかといいますと、中学校を卒業する時点で、笠間市のよいところ、よさをICTを活用しながら英語でプレゼンテーションする、そして、いろいろな質問に対しても、その根拠などを明らかにしながら自分の考えを堂々と述べる、そのような生徒を育てていきたいと思っているところであります。英語教育や郷土教育でもICTを活用したアクティブ・ラーニングを積極的に取り組みまして、子どもたちの確かな学力の向上を図るとともに、ICTを学びや生活の手段として積極的に活用できる、そういう生きる力をつけていくのが重要であると思っているところであります。

教育委員会としましても、これからの学習指導要領に関するさまざまな情報、また、今年度出ました「日本再興戦略2016」、そこにもアクティブ・ラーニングやICT教育がうたわれております。それから先ほど述べました「第2期教育振興基本計画」、こういうものを熟慮しながら、国の動向を見ながら、子どもたちにとって何が大事なのか、何が必要なかを熟慮しながら目標に応じたICT教育の推進を図っていくと同時に、やはり環境整備に努めていかなければならないと思っているところであります。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君。

○19番（市村博之君） 大変ありがとうございます。大変思いを強く感じました。

そこで、最後の質問になるんですが、これは市長に対しまして質問したいと思います。

その前に、この問題を多少取り組みまして考えたことがございますので、それを少し述べて、市長の質問のほう入りたいと思います。

実は、AET教育の現場を見ようということで、我々政研会、小学校の授業を参観しました。そこでフリートーキングの時間がありまして、5年生の女の子だったと思うんですが、私のところにまいりまして、「ハウ・オールド・アー・ユー？」って聞いたんです。突然聞かれまして、実は戸惑いました。70歳になったばかりなんです。とっさに言った言葉が「セブンティーン」なんです。セブンティーンじゃなくて、セブンティーンなんです。そのときの女の子、ポカンという顔をしました。ハッと気がつきまして、これは間違ったなと。

実は私も予備校を含めまして9年間英語の勉強をしました。ただ、50年前に英語を習いまして、その間ほとんど使ったことはございません。まして、会話なんていうのは想像外でした。子どもさんはあきれたような顔をしまして、私が訂正することもできないほど簡単に離れていきました。大変な時代だなという、初めてそこで実は実感したところであります。なぜなら、我々は9年間英語を勉強しましてもほんの初歩的なこともわからない。

しかし、これからの子どもさんはそれが使って当たり前、そのような世界に生きていくのだらうなという感じを実は持ちました。

先ほど、教育長のほうから、大学を卒業しても今ない職業ですか、65%でしたね、そういう環境に入っていくということでもあります。ですからそういう環境に入っている人間は、これから主体的に、創造的に生きていかないとだめなんだろうと実は考えた次第であります。

グローバル化という話が先ほどありました。これは地球規模の問題を考えるということですが、それはそれで大変前向きな言葉なんですけど、実はその一方で、中近東で起きているISのテロにありますように、今は国が内向き、それと宗教と民族、それがどんどん大きなウェートを占めております。宗教と民族、これは文化が違います。文化が違うということは価値観が違うんです。

我々日本人は人命は地球より重いと、実は思っております。そう言って、テロの犯人を解放した総理大臣がございました。しかし、世界には宗教のため、国のため、「自分の命は鴻毛より軽し」と考えている人が多分多いんです。そういう時代に我々の子どもたちが進んできます。いろいろな問題、先ほどマニュアルと言いましたが、マニュアルが通じるのは日本だけなんです。日本的なマニュアルは、世界では通用しません。ですから、これからの子どもに、我々笠間の子どもの、創造力豊かな、主体性ある、どんな困難にも立ち向かって問題を解決すると、そういう子どもたちを育てる、我々大人には義務があるんじゃないかと。まして私は笠間市の議員として市政にかかわっております。そういう意味で、これはぜひともこの問題は私なりに研究したい、質問したい、実現したいと思って、きょう実は質問させていただきました。

二つ目は、やはりこれからの都市間競争、笠間市も合併以来約6,000人の人口が減りました。これは笠間市ばかりでございませぬ。ほうぼうの都市、町、村、人口減少に悩んでおります。ですから、あらゆる自治体の政策はいかにして人口をふやすかということにあります。そのためには、市の特色、市を差別化する、ほかのより価値ある都市にする、そうしないと競争には勝てないと私は思っております。

笠間市はいろいろな施策を行っております。実は、この前空き家対策で東のほうに行きました。我々3人で行ったんですが、議長さんがわざわざお見えになりまして挨拶されました。そのとき、開口一番、「いやあ、笠間市さんは空き家対策よくやっておりますね。我々、逆に勉強させていただきたいほどです」ということです。私はなぜ上野市を選んだかと申しますと、自治体情報誌に空き家対策で伊賀上野市が載っていたんです。うちの家の前が倒壊しそうな家なものですから、それがありまして、何かいいヒントがないかと思いついて行ったんです。ところが、ちゃんと先方では我々のことをよく調べてありまして、褒めてくれました。その後、担当の課長さんと約2時間ほどいろいろな話をしましたが、向こうはこちらの空き家対策をきわめて丁寧に見ておりまして、これまた褒めていただきまし

た。ですから、笠間市の施策は意外と、意外なんて言ったら市長に怒られますかな、やっております。

ただ、それに加えて教育環境の整備、言いかえれば、教育都市笠間を建設していただければ、若い、これから子どもさんを産む、また、持っている夫婦の方々がひょっとしたら笠間市に目を向けてくれるんじゃないかと実は思っております。

本当に、70年前私はオギャーと生まれまして、学校へ行きました、とてもじゃないけれども今のような世の中なんてとてもとても想像できませんでした。これからの子どもが50年後どうなるんだろうと考えましたら、半分未恐ろしいです。我々は国境が守ってくれました。これから国境の壁は低くなります。人の往来は激しくなります。多分摩擦もあります。そういうときに、めげない、やるぞという気持ちを起こすような子どもさんを我々が送る、私70ですからもう先はありません、少なくともそういう学校環境をつくりたいと思っております。将来、笠間で育って、笠間で教育を受けた子どもたちが、もちろん地元、そして日本、世界、それにゆうして活躍することを私は心から願っております。

そういうことで、市長に最後に、この問題につきましてどういうふうに向き合っていくか、方針をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 市村議員のICT教育に対する私の市長としての考えをということでございますが、その前に、小学校の英語教育の現場に足を運んでいただいて、英語教育にご理解をいただいたこと、お礼を申し上げたいと思います。生涯学習という観点から、市村議員にもぜひ英語でも学んでいただいて、これから頑張っていただきたいなと思っております。

それと、都市間競争というのは、もう既に都市間競争の時代に入っております。さまざまな分野での競争が行われておりますが、教育環境をしっかりと整備して教育レベルを上げるということは、その都市のイメージアップにも、また、人材育成の上でも大変重要なものかなというふうに考えております。

そういう中で、ICT教育の導入の積極的な方針については教育長から答弁があったとおりでございますが、私も同じような考え方でございます。特に日本では少子高齢化が急速に進んでおりまして、これまでに経験のないさまざまな問題が教育現場を含めて出ております。次の世代を担う一員である児童生徒には、厳しい社会の変化に対応し、力強い生きる力が求められているところでございます。

また一方で、世界的に高度な情報通信技術が発達し、科学技術がさらに進化する中において、日々新しい情報や知識、技術を習得することも必要となってきております。情報を活用する能力をアクティブ・ラーニングとICT教育によって身につけさせることは必要なものであると考えております。全体的な取り組みという前に、まず、モデル校での取り

組みを行い、その効果や課題等について検証し、総合的に勘案した上で、ICT教育環境整備を全体的に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 市村博之君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時09分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、引き続き会議を再開いたします。

次に、6番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

〔6番 畑岡洋二君登壇〕

○6番（畑岡洋二君） 6番政研会の畑岡洋二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問をいたします。

私は議員活動を行う上で、笠間市の活性化において地域の力が不可欠であると考えております。今回の質問3項目とも地域の力と行政の力が融合する協働が一層進むことを期待して取り上げさせていただきました。

先日の、元三重県知事、北川正恭氏による「生涯活躍のまちづくり笠間版CCRC」の講演を聞き、今回の一般質問の後押しをいただいた気がしております。これからのまちづくりは、国や県、市など、行政組織から押しつけられるのではなく、住民も考え、行政とともに行動することであるとのこと、私も同じ考えでございました。今回の、そういう中で、答弁内容も地域の力を信じたものとなることを期待しております。

では、まず初めに、「かさま文化財公開」についての質問をさせていただきます。

これまで私は文化財に関して2回ほど質問をしております。1回目は平成25年第2回定例会で、笠間の指定文化財と地域振興に関する質問を行いました。今回のかさま文化財公開のきっかけになったと思っております。非常に感謝しております。

また、ちょうど1年前の一般質問で、公開の準備を進めるとの回答をいただきました。そしてことしの秋、10月22日、23日の2日間のかさま文化財公開が実現したわけです。

そこで最初の質問です。先進事例の調査、指定文化財管理者との調整など、文化財公開の準備について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 6番畑岡議員のご質問にお答えをいたします。

本年度、文化財公開を初めて実施するに当たり、まず、先進事例の調査として、昨年度と今年度、平成19年から指定文化財の集中曝涼を実施してきました常陸太田市に出向き、公開の仕方や運営のあり方を調査をしてきました。

また、今回特に配慮したことは、文化財所有者・管理団体が公開主体となり行うという事業趣旨をご理解いただき、体制をつくることでした。

しかしながら、本事業では来訪者を迎えるために、駐車場の確保、狭い進入路の誘導、文化財解説員の配置、盗難・破損等監視員の配置、来訪者へのおもてなし等、専門分野を含む多くの方の協力が必要となるため、本事業の運営に必要な体制を整えるために、文化財所有者・管理団体、茨城大学市史研究員など、関係団体との調整を行ってまいったところではあります。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） いろいろな団体との事前調整、また、先進事例の調査と、正直言って、私も全部把握したわけではなかったんですから非常に大変だったなと思います。あと、駐車場、今回の公開される場所はかなり道の狭い所、今あったように、私もこれどうするんだろうと非常に危惧しておりました。ということで、いろいろな調整があったということで、ご苦労さまでした。この辺の分析等、今後どうするかは次の質問になりますので、ここからはここで差し控えたいと思います。

次に、変な話ですけれども、どのぐらい人が来たんだと。具体的に多いとか少ないとかという話になりますけれども、その辺の話を今回のかさま文化財公開の公開状況、結果を、わかりやすいというか、数字ですと想像しやすいのでその辺を中心にご説明いただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） かさま文化財公開につきましては、10月22日、23日の2日間、笠間稲荷神社、弥勒教会、楞嚴寺、岩谷寺の市内4か所で、国指定重要文化財を中心とした文化財の一斉公開をいたしました。また、公開に合わせて、笠間城跡を解説を聞きながら歩く「歴史探訪ツアー」も実施いたしました。

各公開箇所の2日間の来訪者数につきましては、笠間稲荷神社が1,086名、弥勒教会が348名、楞嚴寺が417名、岩谷寺が477名、笠間城跡ツアーには52名の参加があり、合計2,380名という予想を超える多くの方々に見学をしていただきました。

各公開箇所におきましては、茨城大学の学生ボランティアや市史研究員が公開文化財の解説を行いまして、また、文化財所有者・管理団体など地域の皆様においても会場内の案内や来場者への湯茶接待などを行っていただくなど、地域、大学との相互の協力・連携によって実施することができました。

そういったことから、本事業におきまして、30万2,000円という費用で実施することができたということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 今の来訪者の数、トータル2,380名、笠間稲荷神社さんにおいては突出して1,086ということで、これは菊まつり開会中ということもあり、偶然に訪れた方も多数いるかと思えます。

ここにこれだけ来るかどうかという、先ほど答弁あったように、楞嚴寺さん、岩谷寺さ

ん、弥勒教会さん、私今聞いていて、おおよそ1日400名前後ということ、この数字ってどんな数字なんだろうって、誰も想像つかないわけですよね。多いのか、少ないのか。となると、常陸太田市さんには申しわけないですけども、先例に対してこのレベルってどうなんだろうということで、その辺の分析をしていただけたらと思って問いかけていたんですけども、その辺どのような結果になっているか、お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 常陸太田市の集中曝涼公開箇所と来訪者につきまして、平成19年度は8か所で2,754名の方が見学していらっしゃいます。1日で申し上げますと172名、単純に割り返したんですけども、2日間で344名ということです。

今年度、平成28年度につきましては、常陸太田市においては、28か所で1万1,481名の方が訪れております。1か所当たり205名ということで、2日間ですと410名ということなので、最初に笠間市が行った400名程度来てくださっているというのは、約80名ほどでしょうか、触れているという状況もありますので、実績としてはよかったのではないかなというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 私も調べて、さすがに常陸太田市さんの今年度の数字を持ち合わせてなかったものですから、今聞いて、その同等程度の今回笠間市の文化財公開に来ていただいたと。ということは、やはり私もこの数字を調べたり、今聞いて思ったんですけども、場所も違うし、文化財も当然違うわけですけども、2日間で300から400の数字、ひよっとしたら、このぐらいの数字というのは、こういうものを好きな人の固定層がいるのかなと私なりに勝手に感じたこともあったんです。そういうところで、この辺の数字、ひよっとしたら、常陸太田さんが平成19年の第1回目は8か所だったものが、今28か所。この辺の何箇所を公開できるかというのはなかなか難しい話だと思うんです。文化財を管理している方々のご都合もあるでしょうし、今回、こういうような新しい文化財のマップをつくっていただいたということで、さらに笠間市の文化財に対する興味、好奇心というのが周知されているのかなと思います。

そういうことで、この辺、期待値として大体1日200名程度、2日間やると400名程度という数字が期待できるかなということで、数字的にはこれに対してどういうふうに対応していくかというのは、最後の質問で後でさせていただきますけれども、そういうところで、この数字の中には実は私も当然4か所回っているんです。そうすると、1日200人のうちのほとんどの方がひよっとすると3か所回っている。要するに、ある意味、延べ人数というふうに私も理解しているんですけども、というところで、非常に固定した数字を期待できるのかなと思っております。

というところで、次の質問に移らせていただきますけれども、今のはあくまでの数字としての評価というか結果だと思うんですけども、今度は言葉としてどういうふうな評価

をいただけたのか。私も行きましたので、アンケートのような形でコメントを取っておりましたので、その辺、どういう言葉があったかというのを披露していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 公開文化財の所有者・管理団体と、来訪者からの意見・要望についてですが、所有者、管理団体からは、実施する前に、会場までの案内や駐車場整理について要望があり、一部狭い進入路の誘導なども行いました。

また、公開当日、会場で行った来場者へのアンケートによりますと、郷土愛の醸成や貴重な文化財を後世に伝えるためにも今後も継続してほしい、学生ボランティアの解説や地元の方々の対応がよかった、といった肯定的なご意見が多く見られました。

しかしながら、一方では、公開箇所や公開文化財が少ないのもっとふやしてほしい、もっとPRをするべきといったご意見もあったところです。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 言葉として非常にありがたい言葉、また、指摘とすれば、要するに、もっともっと期待しているよという激励というような言葉だったというふうに今伺いましたけれども、文化財、今回の仏像の多くが笠間時朝由来のということで、笠間時朝が栃木のほうから笠間に入って、おおよそ800年、そしてそれから何年かたってから仏像の寄進ということになったんだろうと思いますけれども、木造の物がいろいろな自然災害だったり、所有者の都合だったりして800年も長らえて今も続いているということは本当に奇跡なんです。こういうことも含めて、今の郷土愛を育む、要するに、自分たちの集落、自分たちの文化に対する自信です。800年かかってできたものというのは、1年、2年、幾らお金をかけてもできないわけですから、そういう意味では今後ともこういう形で、大変なことあるでしょうし、一番大変だったのは、答弁側としてはなかなか言えなかったことかもしれないけれども、生涯学習課を中心として、初めてということで、土日、休みということはない、仕事の一環としてであっても、ほぼ日中交通整理をやっていたのを見ておまして、ですから単純に場所をふやせばということがなかなか難しいのかなというのも外から見てもわかりました。

ということで、今回のかさま文化財公開のまとめといたしまして、今後、生涯学習課含めて、その辺どういう方向性を持っているのかなというのは答弁いただけたらと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 今年度初めて文化財公開事業ということで、文化財の所有者・管理団体の方々は手探りの状態で準備をしてきた中で、多くの方々が来訪し、来年実施への意欲をあらわしております。

来年度につきましては、ことしの経験を生かして、来訪者に対する対応をさらに充実していければと考えております。また、公開場所をふやすことについては、事務局の体制や

協力をいただいている市史研究員、茨城大学との調整が必要となりますが、文化財公開の趣旨をご理解いただきまして、所有者、管理団体が主体的に運営に携わっていただけることを条件に、公開の場所をふやして事業の充実を図っていきたいと考えております。今後、文化財公開がきっかけに、地域コミュニティの活性化が図れればというふうに思っております。それに向けて支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 答弁の最後のほうに、地域コミュニティ、要するに、お寺さんですと、今回は地域のコミュニティもそうですけれども、檀家さんが中心になったという例もありますけれども、それだけではなく、やはり地域も含めて地域の宝ということで、もっともっとこれ以上になってくれるといいのかなと思っております。とは言っても、焦らずに息の長い活動を期待しておりますので、ゆっくりではあっても確実に進めていただきたいなと思います。特に、管理者の置かれている状況です。お寺さんですと常時管理することができる。でも、今回ここにあったように、弥勒教会さん、弥勒菩薩に関しては、まさしく地域のコミュニティ、地域で守っているという、これはここだけに限らず、いろいろな個人で持っている方もいますし、集落で持っているものもあるでしょうから、その辺の管理者の置かれている立場も答弁にあったようにですけれども、確認の上、今後ともよろしく願いいたします。公開文化財についてはこれで質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、大項目の2番目、門前通り及び旧井筒屋旅館周辺の活性化について質問したいと思います。

とりあえず、この問題について私が長々と何かを述べる前に、まずここで地域の力という意味も含めて、門前通り商店街さん、あの辺の方々がどういうことに取り組んできたかということをお答えいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 笠間稲荷門前通りの道路整備に合わせました門前通り商店街の取り組みについてでございますけれども、永続的な観光交流拠点といたしましてまちづくりを目指しております。平成20年に門前通りが国道から市道に所管替えがなされましたことを契機に、にぎわい創出を図り、歴史文化に配慮した道路景観の整備推進を目的にしまして、平成21年から地元の方を中心とする勉強会並びに歩道拡幅に向けた社会実験などを実施してまいりました。その中で、地元からの要望を取り入れた道路整備を進めまして、ことしの9月に門前通りの石畳工事が完了したところでございます。

また、地元側では、この道路整備と並行いたしまして、門前通りの周辺の方が主体となった「笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会」、略称「かさまち考」が組織されまして、月に1回程度開催する話し合い並びにワークショップなどの協議を行っております。

平成27年度には、かさまち考が主体となりまして「まちづくりガイドライン」を関係者の合意によりまして策定いたしました。このガイドラインを制度化するため、現在都市計画法に基づきます地区計画決定、その手続を進めておりまして、来年度中には決定していきたいと考えてございます。

このほか、地域主体の取り組みといたしましては、門前通りの案内マップの作成、それと催事に合わせた定期的な通りの清掃活動並びに街中でのビアガーデンなど、観光客をおもてなしするその雰囲気づくりを行っております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 先ほどのいろいろな勉強会、かさまち考につながる勉強会が平成20年、多分議論されて平成21年度ぐらいに始まったというふうな答弁だったかと思えますけれども、当然部長はそのときはまだ笠間には来られてなかったんですけども、こんなことを私は思い出したんです。平成21年から始まった勉強会、そのときに拡幅工事に向けた社会実験をやったんです。そのときに車両の一方通行を始めたということをしっかり覚えています。今石畳になりまして、そのときに実験をした、センターラインを消したり、書いたりやつが当時残っていたんですけども、この辺の門前通りの車両の流れを変えれば、近隣の影響が当たり前ということ、ところが、当時、近隣への周知を徹底せずに、徹底ですからしてないとは言いませんけれども、徹底せずに始めたものですから、その近隣から、通学路になっている道路への配慮が足りない。要するに、そうすると、地元からすると勝手なことをしているというふうにもとられかねないということがあって批判の声を聞いたことがあります。

初期の勉強会は私も十分に開かれているというふうには感じられなかったです。あくまでもそれは感じですから、やっている立場と受ける立場は違うと思えますけれども、そういうことがありました。

そこで、私なりに、せっかくいろいろな意見がほしいのだから、広報かさまのお知らせ版、そういう形でもっともっとオープンに、オープンにというよりも、いろいろな人の目に触れるように参加者を募ったらいかがだろうかということをお願いしたことを覚えているんです。その辺のいきさつというか、その辺、結果としてどうだったかというのを、部長、答弁いただけたらなと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議員ご質問のとおり、当初の検討段階におきましては、整備の方向性とか可能性を探るために門前通りの関係者での勉強会を開催しておりました。

平成22年の社会実験以降は、観光客の方に対しましてもアンケートを実施しまして、来訪者がどういった整備を望んでいるのかということも含めまして実施しております。

その後になります、門前通り地区にこだわらないで、広い範囲の方々からご意見を聞く場としまして、先ほど申しましたかさまち考を組織いたしました。道路整備だけではな

くて、景観やまちのあり方など、ワークショップ形式で検討したりしております。現在は参加者みずからが活性化に向けた取り組みを実施しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 私もときどき参加させていただきましたので、その辺の変化は重々承知の上で質問をさせていただいたわけですが、やはり公開度が高まる、要するに、いろいろな方の意見を聞くとなると、当然事務局の方は大変だったと思います。内々であれば、よくいわれる想定、この辺に最初から決めておこうねというやり方がときとしてあるわけですが、いろいろな方が来ると、なかなか落とすどころというのが実は見えない。でも、私も参加させていただいたときに、やはりいろいろな意見が出て、でも参加される皆さんは我を通すわけでもなく、人の意見を聞きつつ、だんだんいい方向に収れんしていったということを感じていましたので、大変だったでしょうけれども、非常に私は私なりに評価しているわけでございます。

というところで、かさまち考のいきさつについてはこれで終わりにしますけれども、先ほどあったように、石畳また灯籠型街灯、そういう新しいのをつくったと思うんですけども、その辺の評判というのはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 今ありました石畳の舗装につきましては、観光で来られた方々からとてもきれいになったという好評を得ております。灯籠型の街灯の明かりが門前町らしい雰囲気を出しているとの声も聞いております。

また、笠間産の稲田の御影石を使用しております石畳の所、そこにつきましても地場産のPRにもつながっているところです。

このほか、先月まで行われておりました笠間の菊まつりでは、整備を行ったポケットパークなどに菊の装飾を行うことによりまして、たくさんのお客様が来られて、その方々の記念撮影のスポットにもなっていた状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 石畳も含めていろいろなことをして、いろいろな方がいろいろな意見を私も聞いておりますけれども、なかなか1,000人が1,000人同じ方向を向いているわけではないですから、なかなか大変だと思いますけれども、まさしくゆっくり確実に進めていただければなと思います。

今の通りになれずに、規制ポールと言ったらいいのかわかりませんが、横断歩道の所だったり、角だったりポールが立っていて、そこに接触事故というのがあったり聞いておりますけれども、なかなかないんだろーと思います。とは言っても、やはり今部長の答弁にもありましたように、非常に夜の通りはすてきになったんです。私もそう思っております。なかなか夜、用がないので来ないという方も多いかもしれませんが、そのためにもPRしていただけたらなと思います。

次に、先ほど答弁にもありましたように、まちづくりガイドライン、今一度簡単で結構なので説明をいただけたらと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 先ほど申しました「街並みづくりガイドライン」でございませうけれども、かさまち考で協議を重ねまして、ことしの3月に関係者の合意を得て決定したものでございませう。

内容につきましては、大きく分けまして三つございませう。

一つ目は建物のルールでございませう。これは建物の高さの上限並びに用途、また、笠間朱色の活用、そういったものを決めたものでございませう。

二つ目は道路活用のルールでございませう。これは門前通りへの路上駐停車などをしないなどの配慮、それと市道上に商品や看板などを陳列しないようにしようというものでございませう。

三つ目は店舗づくりのルールでございませう。これはお客様の呼び込みなどを行わないこと、また、各店舗におきまして、お客様に対し、商品内容やサービス内容、それと金額等をわかりやすく表示することなどを決めたものでございませう。

門前通りの商店街におきましては、このガイドラインの実践に向けた活動を一步ずつ展開している状況でございませう。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 今の建物高さ規制とか用途、道路の使い方、店舗づくり等々ということでしたけれども、道路を整備しているときに、これは私もある意味千載一遇のチャンスだと思っているのは、それこそ笠間の歴史とともに営業されていたある銀行さんが改修工事に入ったと。それを見て、これどうなるんだろうと。要するに、普通何もなければ独自のイメージカラーでいろいろな改修工事をしてしまうのかなと気にしておりましたら、結果的には、今出た笠間朱色というものをうまく取り込んでいただけたということで、この辺は多分地域が頑張っているのを銀行さんも取り上げてくれたのかなとっておりました、地域が頑張っている姿の大事さかなとっております。これが単に行政だけでいったら、どうなっていたんだろうと、これはたればの話でわかりませうけれども、やはり地域で頑張っているということの結果なのかなとっております。

また、答弁にもありましたけれども、まだまだ小さな動きのもの、街中でのビアガーデン、私、これ非常に期待できるんじゃないかと思っているんです。この辺、私始まりってよく知らないんです。この辺、ご存じでしたら説明していただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） ご質問のビアガーデンについてでございませうけれども、門前通りの若手の方々が中心となりまして、通りの中心部に位置する酒蔵を会場にいたし

まして、平成25年7月から開催しております。毎年春から秋まで年間約7回程度開催しております。現在までに28回が開催されております。毎回たくさんの方が来客しております。地域の活性化に大きく寄与しております。今後も継続して実施していくと聞いてございますので、新たな活性化事業へつながっていく事業であると期待しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ビアガーデンというたまさしく観光なのか、商売の話なのかという話、ちらっと聞こえましたけれども、なぜこんなことを取り上げたかと言いますと、要するに、28回もやっていて、そうすると最近狭くなってきているんですね、場所が。もともと門前の笹目酒造さんの中庭の限られたスペースという所で、私最初行ったかどうか、覚えてないんですけども、多分こぢんまりと始まったんだろうと思うんです。いい雰囲気、私もときどき参加しますし、市長の顔もお見かけすることもあります。ということで、ある期間もっとほかの場所でも、広がりを持つようなそういう場所があったら、いろいろなアピールもできるんだろうなと思うところで、あの周辺に道路許可を取らずに、道路許可を取ると、酒を飲むのに道路許可どうするんだという話、なかなか厳しいと思いますので、そういう意味で許可がないような場所、イベント広場的な所があったらいいのかなと私なりに勝手に思っております。こういうのは、かつての陶炎祭が別な所でやっていた、いつまでもそんな所ということもなくて、今の芸術の森公園のイベント広場につながったのかなということも私なんか勝手に思っているんですけども、そういうところ、期待できるのが旧井筒屋旅館の周辺ということで、最初の門前通り商店街の取り組みについてというところはこれで閉めたいと思います。

ということで、次の旧井筒屋旅館の利用できない分の解体が既に終わって、どのぐらいたったんですかね。全部私もチェックしているわけじゃないので、あれなんですけれども、なかなか次の動きが見えてこない。そうすると市民から心配の声が聞こえてくるんですね。次、どうなるの、今後どうなっていくの。私も折々に聞いておりますから、それなりに把握をしているつもりではありますけれども、なかなかというところで、今定例会で工事費が最初の見積もりよりも足りないということで、不調に終わって、もう一度入札が行われたということは聞いておって、そういう状況なんですけれども、この辺、今旧井筒屋旅館周辺整備、どのようになっているかということをご答弁願います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 旧井筒屋旅館の整備状況についてでございます。

旧井筒屋本館の整備につきましては、1階を観光インフォメーション、2階を笠間の歴史紹介コーナー、3階を多目的スペースなどの公共的な施設として利活用する目的で、今年度建物の曳き家並びに基礎工事を含めた耐震補強改修工事を行うために現在工事発注に向けた準備を進めているところでございます。

曳き家後の本館前、それと本館裏の敷地活用等の周辺整備に関しましては、現在整備実施に向けた現地の測量並びに設計を進めております。

本館前の広場につきましては、門前通りとの結節点として、休日のイベント開催並びに花の季節にはつつじや菊の装飾を行うなどの企画を地域の方並びに民間の関係者を交えまして進めております。

また、本館裏につきましては、歴史や文化の雰囲気を楽しみながら、旧井筒屋本館を中心に、門前通り、笠間日動美術館、大石邸跡、佐白山、稲荷駐車場などをつなげる遊歩道等を設置いたしまして、自然、歴史、芸術、これらに触れ合えるエリアの整備を行うとともに、引き続き民間による商業施設や宿泊施設の誘致を積極的に進めまして、門前通り周辺に訪れる方々が少しでも長く滞在していただけるような、そういった整備を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 旧井筒屋旅館の整備に関して、とりあえず二つに分けて考えられるのかなと思っているんです。旧井筒屋旅館本館の整備、そしてここまで来て、だんだんと整備が終われば、すぐにも使い始める。そうすると管理運営の話になってくる。井筒屋本館をどういうふうに整備して、どう使っていくのか。もう一つは、井筒屋本館と後ろのスペースをどういうふうにやっていくか。そういうふうに分けて、答弁とか、やり取りをすればわかりやすいのかなと思いますので、まず、旧井筒屋本館の整備、耐震補強も含めて、曳き家を含めて、いつぐらいに竣工予定なのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 旧井筒屋本館につきましては、現在の建物の裏側に曳き家するとともに、耐震補強改修工事を今後実施してまいります。工事の着工につきましては来年3月下旬ごろを予定しておりまして、順調に進めば来年11月下旬には完了する予定となっております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 最初の入札不調で少し時間がとられる。そして3月下旬ぐらいには着工、ほぼあと1年後にというようなスケジュールを伺ったわけですがけれども、それを早い、遅い、今ごろ言っても始まらないことなんでしょうけれども、それはそれとして、なかなか木造3階建ての耐震補強、どうするのか。ひょっとしたら開けてみないとわからないところが出てくるかもしれない。曳き家もそういうことで頑張るということで、わからないところが多いから、費用も見積り上高くなったやに聞いておりますので、なかなか難しいかと思っておりますけれども、来年、あと1年ということできっちりとそれはやっていただきたいと思っております。

それはそれとして、あと1年たつと使い始めるということが前提でお話しさせていただ

きたいと思いますけれども、お金をつぎ込めば建物はつくれるんです。ところが、管理運営というのはお金をつぎ込めば簡単かという、これはどこでも苦勞されていること。この辺の形態、どういうふうに、先ほども笠間の歴史、あとインフォメーションセンターとか、そういうをつくるというのはわかるんですけれども、それを今度は誰がどういうふうに、その辺の考えというのは既にまとまっているんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 管理運営ということについてでございますけれども、指定管理者制度を中心にいたしまして現在検討しております。井筒屋本館につきましては観光の核であるとともに、交流の場となることが求められております。通常の施設管理のほか、集客のためのさまざまな企画運営が可能となるような、そういった指定管理者を選定してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 指定管理者制度で方向性となると、ある意味、じゃあ、どんなことをしてもらいたいのか見えてこないんです。私、この10月に石川県のほうに視察に行つてまいりまして、今合併して白山市になったんですけれども、美しい川と書いて美川という駅があるんです。ここは合併前に、当時すばらしい駅舎とコミュニティーホールを併設した物をつくった。当時、確認できてないんですけれども、どこかに委託したんでしょう。ところが、なかなか人が集まらない。なかなか簡単じゃないですよ。今は、これも今回の視察であったんですけれども、今政府も注目している日本版CCRCというものの一つとして運営しているシェア金沢を運営する社会福祉法人の佛子園さんというところが今引き受けているんです。要するに、駅舎の管理を引き受けるというのは、社会福祉法人がするというのは、なかなかなかった。国内では初めてだそうです。

要するに、いろいろなことを考えないと、旧態依然とした、うまくいかなかったねになりかねませんので、既成概念を持たずにいろいろな事例を見て頑張ってもらいたいと思うんですけれども、これ以上聞いても、指定管理者制度という話になってしまうのかもしれないけれども、どういうふうにするのか。あと、どんなふうにするか楽しい空間ができるのかというのは、たくさん執行部の方、管理を任せる立場を行政もきっちり勉強していただきたいと思うんです。やはり出てきたところがいいから、じゃあ、この中で選びましょう、それだけではなくて、やはり条件をつける。その辺の条件をどうするかということも考えて、実績もきっちり現場を見ていく等々、頑張ってもらいたいと思います。というところで、管理運営が重要だということは重々承知でしょうけれども、それでも頑張りたいと思う次第です。

次に、当初より旧井筒屋本館を宿泊施設としての再生を考えたいけれども、今の耐震等々、いろいろな規制というルールに従ってそれは難しいということで断念したというふうに伺っております。

とは言っても、後ろのスペースに、まだ宿泊施設と商業施設をつくりたいというふうに考えているようでは、では、担当者としては、どういうものがあそこにできるんだろうということをご想像されたことはあるんだろうかと思うんです。その辺、誰でもいいからやりたい人来てよではなくて、こんなものをつくってくれる人来てよという形でもない限り、難しいのかなと思いますので、その辺、関係部署なりに考えているイメージというものがありましたら、答弁いただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） イメージということでご質問がございました。本館の裏に対しましては商業施設とホテルというふうに今考えてございますが、商業施設につきましては、笠間の地場産品を販売するような、そういった商業施設、並びに観光客の方々だけが集まるような、そういった商業施設ではなく、日常も集客できるような、そういった整備をイメージしてございます。

また、宿泊施設のイメージにつきましては、今後来ていただける事業者の考え方というのも非常に大事かと思いますが、旧笠間地区に大規模な宿泊施設がないということもございまして、そういった宿泊施設が来ることによりまして、より一層地域が活性化されると思われまますので、周辺整備と合致したような、そういったイメージを考えてございます。

また、周辺の環境の整備イメージということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、旧井筒屋本館を中心に、歴史や文化の雰囲気を楽しみながら、自然、歴史、芸術などに触れ合える、そういった整備イメージを考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） いつも決まったような言葉が並んでいるだけで全くイメージがつかずらいんですけれども、私なりに想像してみたんです。想像するに当たって、土曜日に茨城県内で、旧岩井市、現坂東市なんですけれども、ホテルがオープンしたという新聞等々ありまして、私もそれまで全く知らなかったんですけれども、行ってまいりました。名前が書いてあるので紙は出しませんが、ホテルそして旧酒蔵を利用した「坂東市観光交流センター」、そして「坂東市まちなか交流センター」、「ゆめぷらざ板東」、3点セットで頑張っているんです。

ただ、私はこれをまねをしてくれとまでは言いません。要するに、場所で考え方が違いますし、井筒屋旅館の裏手に商業施設、商業施設というのは人が多く通ってどちらかというとにぎやかなんです。にぎやかな所に、当初考えたような、高級なゆつくりできるような旅館なりホテルなりを誘致しようとする、それが共存できるんだろうかと私なりに思ったんです。なかなか難しいだろうと。そして、既にもう何年もたっているんです。ホテル、旅館の話、商業施設の話。特に、旅館、ホテルに関しては、笠間地区に必要であるということが本当かどうかは実はよくわからないですね。市場性があるかどうかですから。

この辺の話はさておいて、つくる、誘致するのであれば、一度引いてみて、井筒屋旅館

の後ろだけがいいのか、それとも笠間地区、別の所だったらもう少し考えが柔軟になって誘致しやすいのかという、そういうものも含めてやらないと、あっという間に、ホテル旅館業者が考えている2020年、今からやったら既に2020年間に合わないんですけれども、その辺も含めて考えていかないと、何もできない、大変だったよという、そうこうしているうちに担当者がかわってよくわからないような話になりかねないんです。

あと、坂東市さんの話はお金もすごいんです。昨年6月の議会で条例を改正してまで、ホテルを使う場所の土地を市が買い上げて10年間無償賃貸です。私はこんなことを笠間市にやってほしいとまで言いませんし、これほどのすごいことをしてまでやっているわけですけれども、それはほかのまちですけれども、私にはそういう立場がオッケーかどうか、なかなか厳しいだろうなと思いますので、そんな簡単ではないと。それも含めて、もう一度どんな可能性があるのかということ、ほかの地域でも探してほしいと思うんです。今のところばかり見ていると、何も進まない。現在、進んでないわけですから。ということ、この辺、一部長の考えというふうにはなかなか答弁できないでしょうから、この辺、市長のほうから何か答弁がありましたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 畑岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、ホテルの件の前に、これまで議会の皆さんともいろいろ議論をして進めてきました門前通り、それに関連する旧井筒屋、そして裏の稲荷駐車場までの一体的な笠間の観光の拠点として、また、交流人口の拡大の拠点として、その整備を図ってきたわけでありまして、先般、先ほど来あるように、石畳の道路の完成ができたわけでありまして。議会の皆さんにもいろいろご理解をいただき、お礼を申し上げる次第でございます。

ただ、門前通りの整備が終わればいいという問題ではございません。先ほど来ありますように、地区のガイドラインを定めてしっかりと街並み整備をしていかなければならないわけございまして、それとあわせて、旧井筒屋の耐震、改修、その整備に今後入っていく予定でございます。入札の不調ということがありましておくれまいったわけございまして、議会で予算等をご審議していただいて今後進めていきたいなというふうに思っております。

まず、井筒屋の運営に関してでございますが、指定管理という部長からの答弁がありましたので補足をさせていただきますと、1階がインフォメーションセンターであって、2階が笠間の歴史とか偉人の紹介コーナーであって、3階が会議室だったり、多目的なスペースということでございますが、2階については、笠間の偉人や歴史の紹介については生涯学習課が中心になって運営していくことの方角性で進めております。それとあわせて、やはりあの建物を有効的に活用していく上では、例えば3階でさまざまな企画展を行える能力を有したり、さらには前にも一定の広場ができますので、その広場の活用とか、場合

によっては裏の敷地も一定の面積がございますので、そういう所を有効的に活性化できるような、そういう指定管理事業者なり、そこを管理する、何て言うんですかね、管理人ではございませんけれども、そういう能力のある方をやっぱり選んでいかなければならないなというのが今の考え方でございます。

当初から、旧井筒屋を含めて、裏には商業施設といいますか、笠間地区は昔から大勢で食事をする所がないと。今観光バスは少なくなりましたが、観光で来ても、食事をする所がないので、水戸のほうとか、みんな大洗に行ってしまうということもありまして、我々としては当初から設計事務所から提案いただいたとおり、商業施設というよりも食事をするレストラン、それと宿泊施設、いわゆるホテルの整備というものを図っていかうということで今日まで進めてまいりましたし、その考え方はこれからも変わらず進めていきたいなというふうに思っております。

じゃあ、この間何していたんだということが当然あるかと思えます。レストランの運営、ホテルの誘致含めて、さまざまなホテル事業者等にアタックしたり、営業したり、そういうことは行ってきましたけれども、結果的に実現に至ってないというのが現況でございまして、その点はさらに反省をしながらしっかり進めていきたいなというふうに思っております。

それと、板東の例が出ましたけれども、私の知る限り、いろいろな自治体の長の皆さんと話をすると、県内で幾つもの自治体の長さんが、ホテルの誘致、地域活性化の一つとしてその取り組みをしているという情報も入ってきております。板東さんのあの仕組みが全て合うわけではございませんけれども、ああいう形でホテルを誘致するというのの一つの大きな決断であり、取り組みであるなと思えますし、いろいろな自治体の首長さんに聞くと、企業誘致にいろいろな支援策を出すように、これからは宿泊施設、ホテル等にもやっぱり誘導策が必要だよねというような意見交換をしていると、そういう声が非常に、正直なところ、聞く機会が多いです。

笠間としてそういう誘導策をどうしていくのかというのは今後内部でも議論していきたいなと思っておりますが、企業誘致の地域間競争でなく、そういうホテルなり、多くの住民や笠間にいらっしゃる方が利用する施設についてもやっぱり誘致合戦が起きているというような現況があるわけございまして、そういうものにも実現するよう、おくれをとれないようにしっかりと進めてまいりたいと思っております。

今の変わらない現況について、市民の皆さんからいろいろな声をいただいているのは私も重々承知でございまして、これまでのおくれを取り戻せるように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。次の質問に入ってください。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。次の質問、あと2分ということになってしまいまして、誠に私のほうの時間調整が不十分で申しわけないと思えます。

3番目の質問は筑波山地域ジオパークということで質問をしたかったですけれども、まず、9月9日に日本ジオパーク委員会から、筑波山地域ジオパークが認定されたということ、9月の一般質問でも誰もなかったものですから、大変皆様ご苦勞さまで、おめでとうございます。笠間にとってもいいことだと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、細かい質問をしますともう時間がありませんので、一つだけ質問させてください。地域との連携をどうしていくかだけ、お願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 地域との連携ということなんですけれども、地域と言いますか、地区の団体等で管理等やっているところがあるんですけれども、地区としてというのがまだないような状況です。

先ほど言うように、押しつけではなく、住民が主体となってやるということが大切だというふうに私どもも思っておりますので、地区としての取り組み、今後の課題として取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ジオパークの理念も先ほどの文化財公開と似たようなところがありまして、要するに、地域の宝をどう維持していく、どう次世代に残していくかというのはジオパークの理念の一つかと思ひます。となると、やはり地域の協力なしにはなし得ないということもありますので、今後とも、地域、地域と私は勝手に言っていますが、なかなか若い人がいない、年配の方がふえているという理由はあるにしても、やはり地域はありますので、連携をうまくやっていただけたらと思ひまして、私の最後の質問、非常に手短になりましたけれども、これで終わりにしたいと思ひます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。1時から再開いたします。

午後零時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、蛭澤幸一君、12番西山 猛君、小菌江一三君が退席しました。

次に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。質問いたします。

初めに、子どもの貧困から子どもの学びを保障する課題について質問いたします。

経済的な格差が広がり、子どもの貧困率が16.3%、子どもの6人に1人が相対的貧困の状態にあります。経済的な困難により子どもが学校での学びでさまざまな障害に直面して

おり、学校教育、特に義務教育での学びを保障する取り組みの重要性が高まっています。

9月議会での質問に続きまして、就学援助制度の改善を求めて質問いたします。

大項目1、就学援助制度の改善を。小項目①小学校、中学校の入学準備金支給時期を現在の7月から3月に前倒し支給することについて、お伺いします。

9月議会では、小学校入学時には6万円、中学校では約10万円の費用がかかるという答弁がございました。中学校を例にいたしますと、入学時には制服が約4万4,000円、体操服、半袖、長袖、上下1組は約1万6,000円、通学用の靴、これが約4,000円、体育館シューズは約3,300円、これだけで合計6万7,000円、ほかに自転車を購入しますと3万円から5万円がかかります。実際には、お伺いしますと、体操服を2着購入する家庭が多いと言われますので、11万6,000円から13万6,000円の出費という家庭が大半ではないかと思えます。

市から準要保護世帯に支給される入学準備金は、小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円が学用品費として7月に支給され、これも大切な援助となっています。しかし、3月の入学準備には間に合いません。入学時に10万円以上の費用を準備するというのはなかなか大変なことです。

前倒し、3月支給ができない理由として、9月議会での答弁では、第1に、確定申告を経て前年の税額が確定する時期が6月になるため、6月以前には所得基準を判定できない。第2には、4月1日に在籍していることが支給の条件であるとの規則があるという理由を述べられました。

この文書なんですけれども、平成28年1月20日付教育委員会が発行した保護者宛ての文書です。これには、就学援助の対象となる世帯、8項目の要件が書かれてあります。これには、その第6項目に児童扶養手当の支給を受けている世帯とあります。その期限が、平成27年度または平成28年度において、次のいずれかに該当する世帯として、児童扶養手当の支給を受けている世帯という記載のことを言っております。

今年度、平成28年度に、児童扶養手当が支給されている世帯で、来年4月に中学校に入学する世帯に入学準備金を支給することが可能ではないでしょうか。認定基準の判定をするための市民税などの確定が6月であったにしても、所得以外の理由による申請、例えば児童扶養手当の支給、国民年金保険料の免除、生活保護の廃止などにより、就学援助の認定時期を早めることが可能なのではないのでしょうか。また、4月1日に在籍している生徒でなければならないとの規則については、その項に、「または4月1日に在籍していることが見込まれる者」との規定を新たにつけ加えることにより解決するのではないかと考えます。7月支給を3月への前倒し支給にできないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 20番小藺江一三君が着席いたしました。

教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

9月にも答弁をさせていただきましたが、現在新入学児童生徒の学用品費は1学期の就

学援助支給時の7月に支給しております。その理由といたしまして、先ほどお話がありましたように、要綱に基づきまして、市内に住所を有し、笠間市立の小学校または中学校に在学する児童または生徒の保護者と定めているため、入学が確定してからの支給としております。

現在は、それぞれの必要処理、個々の事情に基づきまして、調査をいたしまして、確定をした上で認定としております。前年の所得額で確定するわけなんですけれども、前倒した場合ですと、前々年度の所得額で認定した対象者となります。実際に、実態とかけ離れる場合などがありますことから、そういった課題があり、新入学児童生徒学用品費を前倒しで支給することは難しいものと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今ご答弁をいただいて、難しいというお話だったかと思えますけれども、今のご答弁というのは生徒や保護者の実情には添わないのではないかと、このように考えます。

笠間市での準要保護世帯の所得基準から見ますと、例えば40歳のひとり親で、中1、小4の3人家族、借家というモデル世帯では、所得基準が月額約18万9,500円から24万6,000円、このような計算になりました。家賃を引きますと1か月約15万円から20万円で生活するということになります。これはボーナスは全くないわけです。児童扶養手当を受給していても入学時の費用負担は難しいものがあります。

また、中学校の新入学生保護者説明会、中学校の体験入学は1月から2月にかけて毎年開催が予定されています。それらの参加状況、制服の発注状況を見て、4月1日の在籍見通しを確認できると思います。

要保護世帯の入学準備費は入学時の3月に支給されます。これは教育委員会からではありませんので、制度が違えば違うんですけれども、要保護世帯の入学準備費というのは3月の入学時に支給されまして、準要保護世帯にも前倒し支給ができないのか、この点も含めて再度伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 準要保護の就学援助につきましては、学校教育法の19条に基づきまして、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒ということで支給されるわけなんですけれども、まず、学校長からの意見書を求めて申請をしていただくという条件がございます。ですので、入学前には支給をできないということもございます。実際に入学してからの家庭訪問であるとか、先生からの調査を行いまして認定をしているところがございます。従いまして、入学してから就学援助を支給するというところで、これからも進めていきますし、先ほど来、入学の説明会にというお話もあったわけなんですけれども、確かに人数は把握はできるかなと思いますが、前年度所得で認定がされる児童と、前々年度で支給されるというところで差が出てしまうんです。もしかすると年度が違

うことによって該当しない児童生徒も出てくるという状況がございます。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 再度その点についてお伺いしますけれども、この平成28年1月20日、ことしの1月20日に出された教育委員会から保護者各位という文書の中の1から8の要件がありますけれども、このいずれかに該当する世帯ということで、平成27年度または平成28年度においてということで書いてありますので、児童扶養手当をことし受けている生徒は支給対象になるという、この規定から言えばそうなりますよね。そのことを確認したいんですが。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 児童扶養手当認定されている方の部分については、7月を切りかえに前々年度と前年度というふうに分かれるわけなんですけれども、実際に認定になったとしても、7月の児童扶養手当の現況調査の中で非該当になった場合には返還していただくというような状況が起きてきます。そういうことになりますので、一斉に児童扶養手当、市民税とか、それぞれの状況が公平性に欠けてしまうんです。片方は該当します、片方は該当しませんというような状況も起きてきますので、そういった返還とかがないように、7月で公平に支給をしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、この文書によれば、この文書の規定を適用すれば、支給が可能であるということは規定どおりでありますよね。ですから、この規定をこの規定どおりに適用して実施することが可能であれば、やらなければならないと。申請があった場合に。それで、切りかえのときに該当しなくなれば、これは仕方がないですよね。規定どおりにやっていただく、それできないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小野田恭子君） 笠間市の就学援助の支給要綱の中で、当該年度ということで区切られておりますので、当該年度を確認した上で支給をしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井君、先に進んでください。

○3番（石井 栄君） 今のお話を伺いましたけれども、これについては規定の運用も含めて保護者の実情をしっかりと踏まえて対応をお願いしたいなと、検討もお願いしたいなと思います。

それでは、次に移ります。

小項目②入学準備金のほかに支給される就学援助費の支給時期と学校へ納入する費用の時期が異なるため、不都合が生じている部分があります。就学援助費の支給時期を早め、それを支払いに充てることのできるように支給時期を改善する必要があるのではないのでしょうか。これについては、今とも重なりますので、さらなる検討をお願いしまして、小項

目③に移ります。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） ②番に関しても、先ほどと関連しておりますので、答弁させていただきます。

現在、就学援助の支給につきましては、先ほどと同じように、要綱に基づきまして学期ごとに支給しております。その理由といたしましては、就学援助費の中には給食費や校外活動費など実費を支給する費目がございます。保護者負担額が確定した後に支給しているものですが、給食費など、納入が困難な場合につきましては、納入を猶予し、就学援助費を支払いに充てる措置を実際に行っているところです。入学準備金につきましては前倒しはしませんが、通常の学用品等につきましては実費で後から措置を行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そのような状況に応じた対応もなさっている話かと思えます。

小項目③スクールソーシャルワーカーに関連した質問に移ります。

スクールソーシャルワーカーは児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職と、このようにされています。今年度から市内に3名配置され、活躍をされていると伺っております。

相談の中で、経済上の課題で学校生活上の困難に直面している児童生徒の問題を受けとめ、市役所の関係機関につないでいくことは有効な対策ではないかと思えます。既に行われているケースもあるかもしれませんが、改めて、この役割の明確化と、同時に、つなぐ相手先として就学援助に関する相談窓口を市役所内に設置していくことが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 今年度より3名のスクールソーシャルワーカーを市内の小中学校へ派遣しております。スクールソーシャルワーカーの本来の役割は、学校現場における児童生徒のいじめ、不登校、非行といった問題行動、発達障害などの児童生徒への教育的支援、家庭環境の問題等の解決のために、教育と福祉の両面において関係機関との連携、調整を図ることとしております。

就学援助の相談窓口につきましては、教育委員会学務課であり、全家庭に「就学援助制度のご案内」というものを文書で通知しております。窓口は教育委員会学務課ですが、スクールソーシャルワーカーが業務の中で就学援助の相談についても対応している部分もございますので、今後もスクールソーシャルワーカーと連携をしながら、援助の必要な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度の周知徹底に努めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） スクールソーシャルワーカーの方が活躍されて、就学援助についてもアドバイスをなさっているというお話を伺いまして、これはいいことだなというふうに思いました。

その窓口についてなんですけれども、今学務課に窓口があるというふうにおっしゃいましたけれども、確かに、その窓口、この文書に、ご不明な点がありましたら、こちらのほうに来てくださいというような案内はあるんですが、就学援助及び就学援助にかかわる児童手当の制度や児童扶養手当の支給など、こういうものもかかわりもあります。そうしますと社会福祉課とか子ども福祉課とか学務課などが子どもの就学にいろいろかかわっている課なんではないかと思うんです。相互の関係も含めまして、ワンストップで対応するような窓口をつくっていくことも必要なんではないかと思えますけれども、これについても検討をお願いして、できれば相談に行ったときにあちこちしないで済むような策が講じられればいいのかと、こういうふうに思っています。これについては、急な提案ですので、いいですか、できますか。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） スクールソーシャルワーカーに関しては先ほど申し上げたとおりなんですけれども、子どもの貧困に関しましては、教育の分野、また、福祉の分野というふうに当然のことながら連携する必要があると思えます。そこで、福祉の分野で申し上げますと、生活困窮者自立支援制度というのがございます。就労であったり、一人一人の子どもの背景には、当然親の就労状況であったりとか経済状況がかかわってきます。そういった中で、現在社会福祉課から社会福祉協議会に委託をして進めている自立相談支援事業というのがございまして、そこでそれぞれの状況に合ったアドバイスを、アセスメントというか、相談をしているわけなんです。そこで当然教育委員会と子ども福祉課、社会福祉課で連携をしているところになります。ワンストップと言えば、その自立相談支援事業をやっている所で解決すべきかなというふうに思えます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 必ずしも保護者のほうはそのことを十分理解はしていない保護者も少なくないということがわかりましたので、その辺の周知も含めてうまく相談ができるようになるというふうにお願いをしたいと思えます。

それでは、次ですけれども、小項目④番です。就学援助費の申請手続の改善について伺います。現在の書式、手続、ここに申請用紙がありますけれども、現在の書式、手続は提出する保護者も申請書の作成に時間がかかりますし、学校の事務関係者も多分保護者からの書類を受理して、点検したり、不備な点を整えて、学務課に提出するには多くの時間を要するのではないかなというふうに思えます。ちょうど2月20日提出ですので、2月、3月と異動や何かで大変忙しいときですので、整理省略できる部分については簡略化をして、効率化を図ることが必要なのではないかなというふうに考えます。

これがその書類の記載例という文書でありますけれども、この中に平成28年度就学援助費支給申請書及び同意書の文書の中に、裏面に同意書がありまして、同一世帯の戸籍、住民基本台帳及び市町村民税の課税状況（児童扶養手当受給状況等）につき、教育長が関係当局において調査報告を求めることに同意しますと、このように記載されています。書類提出に必要とされる所得課税証明書や所得課税証明書の写し、児童扶養手当の証明書の写しなどは、同意書により教育委員会で確認取得が可能な書類だと思います。これらの書類を添付することを求めなくてもいいのではないかなと思います。こうすれば改善になると思います。見解をお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 現在、就学援助の申請は、笠間市就学援助費支給要綱に基づき、学校を通して申請書を提出していただいております。申請時には学校長の意見を記載した世帯表を申請書とともに提出していただき、家庭の状況を把握しております。これまでも申請の手続の簡素化を図ってまいりました。同意書につきましては、不備な点が見つかった場合に確認をするというような状況で同意書をいただいております。なかなか部署が違うとこちらから勝手に書類を見ることとはできませんので、確実な点でそれぞれの申請書に添付書類をつけていただいております。そうはいいましても、さらに簡素化できるところがあれば、改善していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 行政の効率化のために対応をよろしくお願いいたします。改善していけば、うまく進んでいくことになると思います。

次に、大項目2、国道50号線福原交差点の安全対策の向上をという項目に移ります。

事故が多発し、安全対策が求められる国道50号福原交差点の改善について、お伺いいたします。

2015年12月の議会で、改善を求める私の質問に対しまして、市長からは、今後もしっかり取り組んでまいりたいと、このような答弁がございました。

その後、県道区間については、ことしの3月に前倒しで歩道のカラー舗装化が早期に行われました。市の働きかけが力になったと思います。しかし、国道区間や市道区間については現在まだ未着工になっておりますが、現在どのように改善する計画なのか、予定をお伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 国道50号福原交差点の安全対策について、国道区間、市道区間の改善の予定を伺うとのご質問でございますが、国道50号の安全対策については、以前より市政懇談会におきましても交差点の危険対策の要望がありまして、昨年8月に実施されました通学路の合同安全点検を初めまして、さらには地元行政区からも安全対策についての要望が提出されております。

このような中、本年3月そして7月と、警察、国、県、市の関係機関によりまして、安全対策会議を開催しまして協議を重ねてまいりました。その協議の結果でございますが、国道50号を管理する国土交通省では、平成29年度末までに、国道の北側の交差点から筑西市方面に向かいまして延長約220メートルの歩道整備を実施する予定であると伺っております。

また、県道におきましても、先ほど議員のほうからお話がありまして、交差点からJR水戸線福原駅へ向かう延長約260メートルの路側部のカラー舗装、いわゆるグリーンベルトを安全整備しまして、ドライバーに歩行者空間を認識させる安全対策を実施しております。

さらには、市といたしまして、市道（笠）3201号線の交差点からJR水戸線側に向かいまして延長150メートルの歩道整備を検討しており、現在現地での測量業務を実施中でございます。

また、通学する児童生徒に対しましては、地元へ協力を呼びかけまして、父兄による立哨活動が実施されているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。これらの対策が進めば、安全対策の向上につながっていくと思います。対策が早期に完了することを期待いたします。地域の方々の要望に応じて、市が関係機関に働きかけたことは改善の大きな力になったものと思います。改善に尽力された関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

さて、今回の改善は大きな前進であります。X交差点の中心に横断歩道があるという、この交差点に特有な構造に起因する危険性があります。抜本的な改善についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 抜本的改善の計画を伺うとのご質問にお答えいたします。

抜本的な改善につきましては、交差点そのものの位置並びに形状を大きく変更する必要があります。そのことから、用地の確保、家屋移転などの補償、それと整備費用、あと、道路の所管が異なることでの諸問題などさまざまな課題を解決していく必要があると考えてございます。

現在、福原交差点におきましては、道路を管理する国、県、市と警察も含めまして、各関係機関が協議内容をもとに、それぞれの管理区域におきまして、先ほど答弁いたしましたとおり整備を進めている状況でございます。これらの整備によりまして一層の安全対策の向上を図っていきたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） さらなる検討と対策をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、大項目3、水戸線の始発、終電の改善をに移ります。

地域住民の方々からの要望に応えまして、水戸線の運行改善について、昨年9月の一般質問で、水戸線笠間発友部行き始発電車を現在の6時12分の前に5時30分発を加え、友部発笠間方面行き最終電車を現在の22時48分の次に23時55分発を加えることにより、通勤通学に便利な水戸線の実現をという提案をいたしました。

市は、答弁で、水戸線整備促進期成同盟会を通じて引き続き要望してまいりたいとの答弁でしたが、期成同盟会にどのように働きかけをなされ、市の要望が期成同盟会の要望書にどのように反映できたのでしょうか。文言でお示しいただければ幸いです。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 石井議員の質問にお答えします。

水戸線の始発、終電の運行改善について、市は期成同盟会にどのように働きかけ、市の要望が期成同盟会の要望書にどのように反映できたのかということですが、市の働きかけにつきましては、毎年度茨城県と水戸線沿線の13市町で構成される水戸線整備促進期成同盟会が取りまとめますJR東日本に対する要望書に、市の要望の一つとして、下り方面の一番電車であります小山発5時20分発友部行き、笠間発が6時12分ですが、これの早い時間への繰り上げ、上り方面につきましては、最終電車であります勝田発22時3分発下館行き、笠間発が22時56分の電車でございますが、これの繰り下げということについて、重点要望の一つとして要望しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。それで、2番目です。期成同盟会として重点要望として取り上げているというふうなお話を伺いましたが、それと同時に、その要望の中での改善の見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） どのように改善に取り組んだのかということの改善の見通しについてですが、先ほどご説明いたしましたように、要望書の内容によりまして、毎年実施しておりますが、昨年度は平成28年2月1日にJR東日本水戸支社に対する要望活動を行っております。そして、2月9日にはJR東日本本社に対する要望活動を行ってきているところでございます。

改善の見通しなんですけれども、回答としましては、利用者が少ないので増便は難しいと。そして、最終列車から始発列車までの間は保守点検のための作業時間として時間を確保しなければならないということから、大変難しいとの回答を受けているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） いろいろ対応ご苦労さまです。今、日本は人口の減少期に入っております。多くの地方都市で人口の減少が起きている。人口がふえなければ、乗車人員がふえなければ、運行本数の改善は難しいというお話ですけれども、運行本数の改善

を通じて、交通の利便性が向上して初めて人口の回復も可能になるのではないかというふうに思います。JRが国民の足として地域住民の利便性の向上に貢献できるように、今後とも働きかけをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

大項目4のほうに移ります。

大項目4、東海第二原発の再稼働、20年延長をやめ、廃炉を目指し、市民の安全を守る取り組みをの質問に移ります。

小項目①日本原子力発電株式会社、これを以下、日本原電と表現します。日本原電は現在停止中の東海第二原子力発電所が原子力規制委員会の新規制基準に適合しているかどうかの確認を受けるため、原子力規制委員会に適合性、確認審査の申請を行いました。その経過と現況について、また、仮に、20年延長、再稼働の申請をする場合、期限はいつまで可能なのか、20年延長申請に必要な条件は何なのか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東海第二発電所の適合性審査申請の経過と現況でございますけれども、日本原子力発電株式会社が先月20日に開催をいたしました笠間市民を対象といたしました東海第二発電所の状況報告会によれば、10月末日現在で原子力規制委員会による適合性審査会合が33回開催され、新規制基準に基づき、設備関連では重大事故を防ぐ対策や、万一重大事故が起きて被害を最小限に防ぐ対策、地震、津波への対策についての審査が継続的に行われております。

こうした中で、8月23日には原子力規制委員会による現地調査が実施されるとともに、防潮堤の高さのもととなる津波の高さが決まったとの報告を受けているところでございます。

次に、仮にという話ですけれども、再稼働を申請する条件と提出期限につきましては、県と所在市町村である東海村が事業者である日本原子力発電株式会社との間で締結しております原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に係る協定書の第5条、新增設等に対する事前了解に基づき、県と東海村が事前了解をすることが条件の一つであると認識をしているところでございます。

運転延長の件でございますけれども、東海第二発電所は2018年11月28日に運転期間の原則とされる40年を経過することから、規制委員会から1度限り認められる最大20年間の運転延長を申請する場合は、2017年の11月までに延長の申請をする必要があると聞いているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話ですと、原子力安全協定の内容第5条の規定、その中身についてはおっしゃいませんでしたけれども、出す条件として、原子力規制委員会の新規制基準に合格することや立地自治体の同意、住民の安全な避難計画の策定の完了とか、そ

ういうことは必要にならないのでしょうか。それを確認したいんですけれども、お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 適合性の審査につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在申請中であり、再稼働申請にあっては核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づきまして事業者と国との間で取り交わされる手続であることから、詳細については承知をしていないところでございます。

なお、広域避難計画、安全な避難ということでございますけれども、広域避難計画の策定につきましては、原子力災害対策指針に基づきまして、原子力施設が立地する県及び施設から30キロ圏内の市町村において策定が義務づけられるものでございます。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話を聞いて何だかよくわからないところがあるんですけれども、多分把握をしっかりとされていないのかなと。あるいは言えないのかなと、私はわかりませんが、非常に曖昧な答弁なんですよね。笠間市は30キロ圏内に一部がありますので、ひとたび原発事故が起これば甚大な被害が予想されますので、この辺の条件などもしっかりした確認が必要なんではないのでしょうか。今はっきりわからないような感じもありますので、これをしっかり確認をしていただいて、後日報告をしていただきたいんですが、よろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） これは国と事業者との取り決めといいますか、そういう部分でございますので、市町村のほうでは承知していないというような話でございます。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） その点については住民の安全にもかかわることですので、しっかり確認して知らせることを要望します。よろしくお願いします。

それでは、次に、日本原電は東海第二原発にどのような安全対策をとったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 日本原電は東海第二原発にどのような安全対策をとったのかとのご質問でございますけれども、11月20日の状況報告会での説明によりますと、既に実施をした安全対策といたしましては、1、外部電源の喪失により燃料の冷却が困難となることを想定した電源対策といたしまして、可搬型の高圧及び低圧電源車や直接注水による冷却可能な大容量ポンプ車の配備を行っております。さらには、外部から建物に海水等が入るのを防ぐ水密扉の設置などを行っているところでございます。

今後、実施していくとしている安全対策につきましては、放射性物質を1000分の1程度に抑えるフィルター付ベントの設置や非難燃性ケーブルの防火シートによる防火措置、津波対策としての防潮堤の設置などとしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そのような報告が原電からあったということだと伺いました。

それでは、③番、最近茨城ではかなり大きな地震が発生しているように思いますが、2011年3月11日の大震災以前の5年間と震災後の5年間の震度4以上の地震の発生頻度の変化、これについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 笠間市における震度4以上の地震の発生頻度の変化についてでございますけれども、震災前の2006年3月10日から2011年3月11日の5年間で5回でございます。震災後の2011年3月11日の震災後14時46分以降でございますけれども、2016年3月10日までの5年間で49回発生しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今聞いて、改めて驚いたわけですが、5年間で5回から49回へ約10倍に増加しているということがわかりました。

これは県の資料なんですけれども、マグニチュード5以上の地震は震災前の3年間で1年間当たりの発生件数が全国では105回、茨城では6.3回だったんですけれども、大震災以降5年6か月間で、1年当たりの発生回数は全国で116回、茨城では27.8回です。全国の発生回数が105回から116回へと1.1倍であるのに対して、茨城の発生回数は6.3回から27.8回と4.4倍となっており、茨城の地震の発生回数は群を抜いて多くなっていることが明らかです。

これらを踏まえまして、稼働して38年を迎え、大変老朽化した東海第二原発の安全性に対する市の見解をお伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 東海第二原発の安全性に対する市の見解でございますけれども、現在も原子炉は冷温停止状態でありまして、普段の国際原子力機関や国及び県の指導、監視のもと、事業者が怠りなく安全管理を実施していると認識しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今の答弁をお聞きしまして、これでいいのかと正直不安に思います。IAEAなんですけれども、これは外務省が作成しました国際原子力機関IAEAの概要であります。これによりますと、5の事業内容、1、原子力の平和利用の項で、原子力の平和利用に関するIAEAの事業は、ア、原子力発電分野で原子力発電の新規導入を決定した加盟国に対する支援を目的としていると明記されているんです。原子力発電を支

援している機関の説明がどの程度の妥当性を持つのでしょうか。これをよりどころとしていいのかという疑問が生じます。

原子力委員会の田中委員長は、当初は、新規制基準に合格するということは安全性を確保したということとは違ふと。あくまでも新規制基準に示された条項に合格したということであると、このような旨の発言をされていました。後日、この言い方を変えて、世界一厳しい基準に合格したということの意味すると、このような見解を述べるようになっておりますけれども、専門家の間でもこの原子力規制委員会の話に関して、ヨーロッパでは設置を求めているコアキャッチャーというのもなく、世界一厳しい基準というのは事実と異なると、このような指摘をされている専門家が多くいらっしゃいます。

ECCS、緊急炉心冷却装置が作動して炉心を冷却するために水が注入されていきますが、その際に容器内の圧力が高いため水の注入が正常にできないのではないかと懸念があります。水が冷却水として注入されたとしても、核分裂反応により放出された中性子が長期間にわたり原子炉圧力容器に照射されますと、圧力容器の材質がもろくなるという現象が起こることが指摘されています。これを脆性遷移温度の上昇というそうですけれども、冷却水に接触することにより、脆性破壊が生じ、原子炉圧力容器の損壊の懸念があるという指摘があります。原子炉格納容器の損壊を防止するために行うとされるベントはフィルター付のため、放射性物質が外部に放出される割合は1000分の1以下であると、このような説明がされていますけれども、放射性ヨウ素や気圧などは大部分大気中に放出される見込みです。また、1000分の1以下といっても、原子炉内の放射性物質の量は莫大であり、そこから放出される放射性物質の量はとてつもなく多量であり、とても安全なレベルであるとは言えないと多くの専門家から指摘されています。

20メートルの防潮堤をつくる計画がありますが、これは計画です。何メートルの高さがいいかということが、20メートルと決まったそうですけれども、これから建設しようかという段階です。

そもそも、福島原発事故の原因究明は行われておりません。事故原因が何なのか、いまだ確定していません。津波により電源喪失が起こり、原子炉の冷却が停止したため、核燃料の崩壊熱により炉心溶融が起こっただけではなく、地震それ自体による原子炉損壊の可能性も指摘されています。しかし、現在もまだ原子炉内の状態も不明であり、事故原因が解明されていません。

日本原電が行ったとされる安全対策で安全が確保されると考えることは到底できません。今の説明では納得はできません。国の見解に従うだけではなく、独自の判断が必要だと思います。

次に、⑤番、30キロ圏内に居住する笠間市民は何名ですか。乳児、入院中の患者さん、75歳以上の高齢者、車椅子必要の方、障害を持つ方、それぞれ何名いらっしゃいますか。お伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 30キロ圏内に居住する笠間市民は、平成22年の国勢調査で3万6,310人となっております。乳幼児は12月2日現在1,990人、入院中の患者さんは県立中央病院と県立こころの医療センター、根本産婦人科医院の平成27年度における1日平均入院患者数が合計で642人となっており、避難行動要支援者、避難支援プランによる要支援者といったしまして、70歳以上の高齢独居の方が827人、高齢者のみの世帯が2,149人、その他の方が425人となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3万6,100名が居住しているということがわかりましたけれども、原発事故の際、30キロ圏内の市民はどここの市町村のどの施設に何名避難できるという計画でしょうか。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 県から示されております栃木県内の市町との協議が始まった段階でございまして、今後、避難施設や避難ルートの調査、避難先との避難業務の分担など詳細協議を行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、市町村名は公表できないということのようですね。それでは、市民は避難先にどのような交通手段で移動するということを想定しているのでしょうか。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 市民の避難先への交通手段でございすけれども、一般住民の避難は自家用車による避難を原則としております。また、自家用車を持たない、あるいは使用しない住民は、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難することとしております。さらに、高齢者などの避難行動要支援者の避難につきましては、施設入所者や病院への入院患者は県が手配をしましたバスや福祉車両等により避難し、在宅の要支援者は要支援者をサポートする避難支援等関係者の支援のもと、一時集合場所や自宅から避難、支援等関係者の自家用車を含め、福祉車両やバスなどによる避難としているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、仮に安全に避難先にたどり着いたとして、市民はそこにどの程度の期間滞在できる計画なんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 避難の期間ですとか避難所の運営につきましては、現在避難先との協議を行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 協議中ですからまだわからないという話だと思います。

それでは、市民が安全に移動、避難できるのでしょうか。また、避難先で安全に過ごすことができるかと考えていますか。その点の見解をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 安全に避難することができるようにするため、さらには、避難先で安全を確保した避難生活を送ることができるようにするため、避難先との間で協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話は安全に移動させたい、安全に移動できるように努力しますという願望と期待感の答弁でした。もったもです。安全に移動、避難できると断言することはできないと思います。災害時にどのようになっているのか、道路や橋やその他の交通インフラがどういう状態になっているかわかりませんので、土砂崩れによる通行不能状態なども考えられますから、安全に移動できればいいんですが、その予測はつかないと思います。

さて、現在の原子力安全協定では、原発の再稼働に関する同意の権限は県知事と東海村長だけになっています。しかし、ひとたび過酷事故が発生したとき、事故の被害は遠方まで及びます。原子力所在地域首長懇談会、笠間市を初めとする安全対策市長会議の市長に再稼働に対する地元同意権を与えるべきと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 現在、安全協定の見直しについては、東海第二発電所安全対策首長会議において協議を行っているところであり、市としての見解は現段階では差し控えさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 確かに、東海第二発電所安全対策首長会議が、平成26年12月25日に原電社長宛てに申し入れを行いまして、この中には東海発電所から原則20キロの範囲の市町村については、所在自治体と同等の権限へと引き上げを図るということが書かれてありますけれども、笠間市は20キロから外れていますので、この要望書が実現したとしても、笠間市の市長には権限が与えられないわけであります。これでは、市長が市民の安全を守るために権限を発揮することができないと、こういう状態ではまずいのではないかなというふうに思いますけれども、これについても見解を差し控えるというお話があったので、これ以上出ないと思いますので、最後に移ります。

福島原発だけの廃炉、処理、賠償、除染等の費用は、当初の11兆円から2倍の21兆5,000億円との見積もりが経済産業省から出されました。また、その費用を国民が電気料の支払いを通じて負担していただきたいという方針が政府内で検討されています。原子力発電は電気

料が安いという宣伝は完全に打ち消されています。国内に50基ほどの原発が存在しますので、どのくらいの処理費用がかかるのか、事故になったときに、想像できないわけであり、原発がなくても電力は足りましたので、原発をやめ、再生可能エネルギーの比率を高め、エネルギーを確保すべきだと考えます。最近の世論調査では、原発再稼働に対して反対が6割近くと、賛成の29%を大きく上回っています。何よりも市民の安全確保に向けて今行ふべきことは、20年延長、再稼働に反対し、廃炉に向かうべきだと、このように市長が見解を述べる必要があると思います。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） この点につきましても、現在原子力規制委員会が安全審査を行っている段階であり、見解は差し控えさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君の質問を終わります。

○3番（石井 栄君） どうもありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

〔16番 横倉きん君登壇〕

○16番（横倉きん君） 16番日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

初めに、子ども、市民が気持ちよく使えるトイレについて伺います。

1年生になった子どもが、学校のトイレが臭くて気持ちが悪いから、子どもがトイレを我慢してうちに帰ってトイレに駆け込むというご家庭のお話を聞いて、私はかつてトイレの改善を議会で取り上げてこれまでできております。当時の教育長さんは「楽しい学校づくりは私の信条であります。夢と希望にあふれた学校づくりを続けてまいります」という回答をいただき、その後、教育委員会、また、担当者の方々のご尽力によって改善が図られてきたところです。

災害時には学校が避難所になります。お年寄りからトイレの洋式化を求める声が多く聞かれます。専門家も災害時でも普段と同じトイレ環境を求めることは決してゼイタクではなく、命にかかわる問題と指摘しています。

最近、公立小中学校のトイレに関して文部省が初めて全国のアンケートを実施した結果は、洋式便器の割合は4割程度にとどまっております。トイレが使いづらい、我慢すると便秘につながるといった健康上の懸念や床が汚れやすいなど、衛生上の問題を指摘する声

も有識者から出ています。一方、家庭では洋式が主流で、子どもたちから和式は使いづら
いとの声が出ております。笠間市立保育所や幼稚園でも、工事に入るいなだ保育所を除い
ては100%洋式化が終了しております。子どもたちが健やかに学ぶことができる夢と希望に
あふれた教育環境をつくるために、学校のトイレの洋式化をさらに促進しなければならない
と考えます。

そこで伺います。笠間市立小学校及び中学校施設の洋式トイレの設置数と割合はどうな
っているか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 小中学校トイレの洋式化につきましては、平成19年度に市
内全小中学校校舎トイレの便器を一部洋式化し、その後耐震補強や老朽改修に合わせて乾
式化、バリアフリー化を進めてきたところで、現在の洋式トイレの設置数と割合について
は、小学校で487か所のうち301か所が洋式化され、洋便器率は61.8%、中学校で303か所
のうち156か所が洋式化され、51.6%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 続いて、校舎、体育館や武道館、屋外トイレの設置別の洋式ト
イレの設置数と割合はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 済みません、ただいま1番の質問で、51.6と言いましたが、
51.5の誤りです。大変申しわけございません。

次に、校舎、体育館、武道場、屋外トイレにつきましてですが、施設別の洋式トイレの
設置数と割合については、校舎で655か所のうち420か所で64.1%、体育館で73か所のうち
25か所で34.2%、武道場は友部中学校のみで3か所全て和便器で0%、屋外トイレは59か
所のうち12か所で20.3%が洋式化されております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） そうしますと校舎は64%ということですが、体育館とか武道館、
屋外トイレについてはかなり低い状況というのがここでわかりました。

次に、男女別での洋式トイレの設置数と割合はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 男女別の洋式トイレの設置数と割合につきましては、男子
用トイレで238か所のうち135か所で56.7%、女子用トイレで536か所のうち306か所で
57.1%が洋式化されております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 次に、障害者用多目的トイレはあるのかどうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 障害者用の多目的トイレにつきましては、市内17校のうち

9校に設置しております。老朽改修の済んでいない施設には設置していない施設もありますが、平成15年以降に建設または改修された施設については、多目的トイレまたは手すり付きのトイレを設置しており、今年度改修を実施した岩間第一小学校の校舎につきましても、職員室前に1か所を新設したところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 17校ありまして9か所ということですが。岩間第一小学校、今年つけたということですが、障害者用多目的トイレというのは上がり下りが大変なことですが、各フロアに設置する、これからのそういう検討はされているのでしょうか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 多目的トイレにつきましては学校内でかなり場所もとるんです。現在の場所におきましては、なかなか新設じゃないとできないというところがありまして、改修は難しいかなというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今バリアフリーというのが一般的ですので、やはり障害をもっている、学校に不自由なく通える、生活できるというのは必要ではないかということで、ぜひこれからの検討にさせていただきたいと思います。

次に、学校は拠点避難所に指定されているわけです。トイレについてどのように認識されているか、その辺の避難所についてのご見解を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 避難所として指定されている体育館のトイレにつきましては、災害時に多くの方が使用する可能性があり、洋式化は非常に重要であると認識しておりますが、整備時期が早かった体育館は耐震補強を優先して実施してきたためにトイレの改修を実施していない学校もございます。洋式化が完了している体育館は17校中現在8校でございまして、半分程度でございます。今後、老朽改修等の整備計画に合わせて進めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 17校中8校ということですが、今災害が多発しています。そういう点では、できるだけ早くこの整備を進めていただきたいと思います。

次に、子どもたちのトイレに対する思い、全国のアンケート調査を文部科学省が行いましたが、笠間市としても子どもたちのトイレに対する思いをどう受けとめているか、お伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 2013年7月に衛生器具メーカーが小学生から高校生を対象に実施したトイレのイメージについてのアンケート結果があります。トイレは汚い、臭い、暗いといったイメージがあることも指摘されているわけなんですけれども、このような悪

いイメージを一掃するために、老朽改修と合わせて実施しているトイレ改修では、内装、配管等、全てを撤去、取り壊しして、限りあるスペースを有効に活用して、乾式化、バリアフリー化、洋式化により、きれいで明るい誰もが使いやすいトイレづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） これから前向きの答弁がありました。やはり学校でも校舎は小学校で61.8%、中学校で51.5%ということで、半分以上はということで平均よりは高いわけですけれども、子どもたちの生まれたときから洋式というのが、そういう生活になれている中で、やはり子どもたちがストレス、やっぱり学校のトイレが使いづらいとか、汚いとかっていうことになりますと、やはり学校でのストレスというのは高くなるわけです。やはり学校のトイレの研究者っていうか、そこでもアンケートを取った中では、一番学校の中での施設の改善というのが、教職員では59%、トイレの改修をしてほしいという、そういうデータが出ておりますので、今後できるだけ早くこの洋式化のトイレ、気持ちよく使えるトイレに改善を求めていきたいと思っております。その点で、具体的に今後の取り組み、一応今までお話しされましたが、改めて、公立学校の洋式トイレの設置割合をふやすことを求めますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 笠間市内小中学校のトイレにつきましては、老朽改修に合わせて、乾式化、バリアフリー化とともに、洋式化の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ぜひよろしくをお願いいたします。

次に、笠間公民館改修工事が始まったわけですが、この改修工事に伴っても、私も今まで和式が5に対して洋式が1ということで、ぜひ洋式トイレにかえてほしいという声が多くありまして、今回もう工事が始まったわけですが、その工事に伴う洋式の数と割合はどうなったか、改めて伺います。

また、芸術の森公園、つづじ公園等、また、公園に併設する駐車場の洋式トイレの検討はどうなっているか、整備の進捗状況はどうなっているか、総合運動公園の洋式トイレはどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 笠間公民館の改修に伴い、和式トイレを洋式トイレに大幅に改修する予定で現在進めております。改修前は施設全体でトイレ24台を設置しており、多目的トイレ1か所を含め洋式トイレは10台、洋式トイレの割合は42%でございました。改修後は施設全体でトイレ25台、1台ふえておりますが、これは多目的トイレをふやしております。洋式トイレを10台から22台に増設することにより、割合は88%となります。な

お、多目的トイレ2か所のうち、1か所はオストメイトも使用できるように整備いたします。

次に、芸術の森公園ですが、施設全体でトイレ44台を設置しており、洋式トイレは21台、洋式トイレの割合は48%でございます。本年8月に利用者アンケートを実施しましたところ、トイレの洋式化に関しての要望等はございませんでした。

次に、つつじ公園には和式トイレ7台を設置しており、繁忙期やイベント時には和式トイレにポータブル型の洋式トイレを据えて対応しております。

また、稲荷駐車場は施設全体で4台のうち3台が洋式トイレで、割合につきましては75%でございます。

次に、総合公園でございますが、ことし6月に多目的グラウンド脇の屋外トイレを新設、整備したところでございます。新設の屋外トイレは多目的トイレを含め5台全てを洋式トイレで整備し、多目的トイレにつきましてはオストメイトも使用できるトイレとしたところです。

また、市民球場脇のトイレは5台のうち3台が洋式トイレで、割合につきましては60%、管理棟はトイレ8台のうち3台が洋式トイレで、割合につきましては38%になっているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） かなり進んでいるとは思いますが、つつじ公園、つつじの咲くときには入場料も取っているわけですが、多くの方が地方からも観光に見えております。しかし、常設ですと和式しかないということがあって、ポータブルということがありますが、やはりつつじ祭り以外のときも見えるわけですので、この辺の常設での洋式化というのは考えているのでしょうか。ぜひそういう声が、参加されたお客様からは膝が痛いのでやっぱり洋式がないと困るという声が聞かれております。イベントではポータブルとか洋式トイレも仮設としてやってはおりますけれども、イベント以外でも来られるお客さんはいるわけですので、そういう点での今後の見通しはどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小野田恭子君） 状況を確認して検討していきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ありがとうございます。

次に移ります。

消防職員の充足率の拡充と消防分団員の出勤手当の引き上げについて、伺います。

近年、さまざまな災害が多発し、災害の規模も大きくなる傾向にあります。とうとい人命や貴重な財産が奪われる事例がふえております。市民の命と財産を守る行政の役割は重大です。合併と行政改革で一般職員の数が減らされている中、消防署員や消防分団員の果たす役割はますます大きくなっています。

そこで伺います。全国平均に対して笠間市の常備消防署員の充足率はどうなっているか、全国平均、それから県、笠間市、それぞれどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 16番横倉議員の質問にお答えいたします。

消防職員の充足率につきましては、国が消防施設整備計画の実態調査により、3年に1度統計調査を行っているものでございます。基準となるものは国が示す消防力の整備指針、これに基づき、市街地等の人口をもとに、消防車両基準数、防火対象物、危険物施設等により算出しまして、また、地域の実情に即した適切な消防体制を整備するものでございます。

国が公表しております消防職員の充足率は、全国平均が平成27年度調査では77.4%、茨城県の平均は77.8%であります。笠間市では昨年67%でございましたが、平成28年度に組織の再編を行いまして、消防力の整備指針に基づき新たに算出をしましたところ、71.1%となっております。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） それでは、火災発生件数、救急出動件数とそれぞれの現場到着時間及び推移について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 火災発生件数、救急出動件数とそれぞれの現場到着時間及びその推移について、お答えいたします。

火災発生件数につきましては過去5年間の数値をご説明いたします。平成23年が66件、平成24年が68件、平成25年が67件、平成26年が53件、平成27年が58件となっております。

次に、救急出動件数につきまして過去5年間の数値をご説明いたします。平成23年が3,109件、平成24年が2,940件、平成25年が3,003件、平成26年が3,022件、平成27年が3,079件出動しております。

続きまして、火災及び救急の通報から現場到着までの時間につきまして、年間の平均時間で過去5年間の数値をご説明いたします。まず、火災の現場到着時間でございますが、平成23年が9.7分、平成24年が10分、平成25年が9分、平成26年が9.3分、平成27年が9.1分でございます。救急につきましては、平成23年が8分、平成24年が8.2分、平成25年が8分、平成26年が8.1分、平成27年が8.4分でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 火災件数と救急出動ということですが、かなりやっぱり火災もあるわけです。9.7分とか10分とか9分台というのが多いわけですが、私もこの問題でも10年前にやったところ、全国平均、救急なんかは6分で行っているということが全国平均からすると、やはり広域化になって8分ということ。救急出動でも時間がものを言うわけです。そういう点で、先ほど充足率についても全国平均77.4%から71%ということで、

低いということで、やはりこの問題でも充足率を高めるというのは必要ではないかと思えます。

次に、後でもその問題では質問いたしますので、それから、自然発生時の出動件数の推移はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 自然災害発生時の出動件数でございますが、推移としてご質問にお答えしたいと思います。

台風や大雨などによる自然災害に出動しております。過去5年間の出動件数についてご説明いたします。平成23年は14件、平成24年が1件、平成25年が12件、平成26年が48件、平成27年が8件となっております。平成26年は48件と多く出動しておりますが、6月の集中豪雨や10月に発生しました台風の大雨により笠間市内で床上浸水、床下浸水、道路冠水などの被害が多発しております。10月の台風18号では、涸沼川大貫堰の氾濫で付近住民を救命ボートで救出活動も行っております。またそのほか、土のうでの対応、その他排水作業等にも対応してございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 先ほど、消防の問題の充足率ということで、東日本大震災、そして熊本地震、台風被害など大きな被害が相次いでいます。ここでも自然災害の中でも14件から1件だったり、12件だったりしていますけれども、平成26年度は48件という大きな数字になっております。そういう点では、何もなければ充足率もそんなになくても大丈夫かなということありますが、この自然災害、そして火災も、12月についても続けて笠間市内でも起きました。亡くなられた方もおります。そういう点では、やはり消防職員の充足率を高めるというのはこれから非常に大きいのではないかと思います。これはやはり生命、財産を守る点では、行政の果たす役割というのは非常に欠かせないものではないかと思うんです。東日本大震災でも津波や何かで、合併になって職員がすごく減らされた中で、非常に大変な状況が生まれたわけです。そういう点では、全国平均、茨城の平均から見ても、71.1%、国の基準というのは最低の基準ではないかと思うんです。最高の基準ではありません。そういう点では、やはり災害がふえている中で、普段は必要ないかもしれませんが、一旦事故があれば非常にその果たす役割は大きいと思いますので、ぜひ消防職員の充足率の拡充を求めたいと思いますが、どのように検討されているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 笠間市消防職員の条例定数は132名であります。現在は職員数128名で4名の減でございますが、現体制で火災、救急、自然災害等々、消防としての責務を担っていくには支障はないと考えてございます。現体制をしっかり維持してまいります。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 現体制では支障がないということで、支障がないのは結構ですが、先ほど石井議員の発言でもありましたように、地震の発生件数もすごくふえているわけです。また、ここ最近でも地震が多発しています。いろいろな災害が異常気象の中で起こっているわけですので、現在は支障がないということではなく、これからやっぱりきちんと充足率を高めて生命財産を守る点で揺るぎない体制をとっていただきたい、ぜひ今のところ前向きな答弁が得られませんが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

火災、自然発生その他で、消防分団員の出動状況はどうなっているか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防分団の出動状況でございますが、火災の出動件数につきましては、平成23年中は45回、平成24年中は51回、平成25年中は49回、平成26年中は34回、平成27年中は32回でございます。

自然災害の出動状況でございますが、平成23年中は5回、平成24年中は5回、平成25年中が2回、平成26年中は4回、平成27年中は4回でございます。

その他の出動としまして、出初め式や演習訓練、広報等の出動状況でございますが、平成23年中が242回、平成24年中が87回、平成25年中は143回、平成26年中が132回、平成27年中が304回でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） そうしますと、消防分団の出動延べ人数はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防分団の出動の延べ人数でございますが、火災、自然災害、その他の出動としまして、平成27年の人数で申し上げたいと思ひます。

平成27年が、火災出動が延べ人数で1,125名、自然災害の出動でございますが、平成27年中が44名、その他の出動としまして平成27年中が5,418名でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 出動件数が火災では1,125件、自然災害で447件ですか、その他も合わせると大変な出動日数になっているわけです。

今、消防分団員のなり手がなかなかいないということもありますし、消防団員の果たしている役割はやはり非常に大きいのではないかと思います。そういう点で、消防分団員の出動手当、今現在1回2,000円ということだと私は認識しているところですが、消防分団員の出動手当の引き上げをぜひすべきではないかと思います。ご見解を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防団の出動手当、ただいま横倉議員のおっしゃるとおり2,000円でございます。国の示している金額とは若干違いますが、国のほうは交付税の積算根拠

がございまして、人口10万人、分団数14個分団、団員数が563名で師団されております。

対する笠間市は、人口7万6,142名、これは11月1日現在でございまして、分団数が46個分団、団員数が741名でございまして。

県内で比較してみますと、火災件数は平均で2,457円、風水害の出動は平均で2,419円でございます。警戒出動は平均で2,051円、訓練出動は平均で2,064円でございます。笠間市は一律に2,000円でありまして、県平均と比べてもおおむね同額を支払っております。現在の金額を維持してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今、ほかは2,457円とか2,000円以上になっているわけです。で、今消防署員の数も充足率が71.何%、その分、消防分団員の果たしている役割は非常に多いわけです。そういう中で、最近起きた火災でも夜中の2時に出火して消防分団員の方が帰ったのは7時ということでお聞きしましたけれども、1回出動すると何時間もかかります。そういう中で、自営業だったら自分の仕事を差しおいて出動しているわけです。今市の消防団員の数、132に対して128、マイナス4名ということですが、平均的な消防分団に入る年齢の方の消防署員の報酬はどのぐらいの給料になっているか、伺います。時給で換算するとどのぐらいになるか、わかったらお伺いします。平均的に、30代前後、その辺の労働単価、どの辺になっているかお伺いします。時間給でも結構です。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 反問させていただいてよろしいですか。

ただいまのご質問は消防職員に関してでございますか。

○16番（横倉さん君） はい、そうです。

○消防長（水越 均君） 消防職員の平均1時間の時間外の単価につきましては、正確な数字が現在捉えておりませんので、申しわけありません、後日ご連絡したいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） やはり2,000円というのは消防署員の待遇改善ということで、消防庁長官のほうから平成26年4月26日付で、各都道府県知事、各市町村長に、消防団員のさらなる充実強化について依頼文書が出ているわけです。そこですと、先ほども10万人規模でということ、そして14分団、563名という基準ということで、消防団員の処遇改善、交付税単価ということでいわれておりますが、人口は10万にはなりません、46分団、741名ということから見れば、十分消防団員の処遇改善についてやはり上げる必要がある。消防分団、これはなり手がいないし、非常に消防分団員の果たしている役割が大きいということで、これまで低い所におきましては、やはり消防団員の処遇改善について、この法律は消防団を中核とした「地域防災力の充実強化に関する法律」、略して「消防団等充実強化法」というふうになっているわけですが、そういう点から見ても、消防団員の処遇改善について、1回当たり出動手当7,000円、条例単価のほうが低い状況にありますということで、

交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価のほうが低い市町村におかれましては単価の引き上げをお願いしますというような依頼文書が届いていると思うんです。

今そういう中で、やはり消防分団員の待遇改善というのは、仕事をさておいて、何時間も火災や災害のときには出るわけですので、その辺のぜひこの依頼文書が出ているわけですけれども、そういう点について検討されているのかどうか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 横倉議員に申し上げます。ただいま消防長から反問権という言葉がありましたので、理由はわかりましたので、後で消防長のほうで話してください。反問権って言ったんですね。反問権を要するって言ったよね。わかった。

消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 横倉議員の交付税措置の出動手当7,000円の件でございますが、先ほども申しましたとおり、人口10万、分団数14個分団、団員数564名の積算根拠で出動の単価が7,000円となっております。

笠間市につきましては、先ほど申しましたように、7万6,142人で46個分団、団員数が741名でございます。また、出動等につきましても、県内の市町を見ますと最低で800円という出動手当もございます。県内と比較してもおおむねの数字を出しておりますので、このまま現状を維持してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 余りにも改善の意向がないというのがわかりましたけれども、これはやはりなり手がいないし、消防団員になっている方のご苦勞は大変なものであると思います。ぜひ今後の課題としてこれから検討していただきたいなと思います。

次に、高すぎる国保税の引き下げに移ります。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 済みません、ただいまの答弁で、消防団員数を564名と申し上げました。563名が交付税の積算根拠でございます。

それと、消防職員の時間外の平均単価でございますが、30代で2,533円でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉議員、それでいいんですね。

○16番（横倉きん君） 今改めて時給が言われましたので、2,533円ということ、時給です。何時間も出ているわけですので、その辺をこれからも考慮して分団員の待遇改善についてはよろしく願いして、次に移ります。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） ただいまの金額は消防職員の時間外単価でございます。

○16番（横倉きん君） はい、わかっています。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君、次の質問をお願いします。

○16番（横倉きん君） 高すぎる国保税の引き下げについて伺います。

年金が下がっている、給料も収入も上がっていない。国保税は下がるどころか、上がっ

ていて高すぎて支払いが大変という声がどこへ行っても聞かれます。生活を圧迫しています。暮らしと命を守るために払える国保税にする必要があります。

伺います。国保加入世帯の所得分布はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 16番横倉議員のご質問にお答えします。

加入世帯の所得分布はどうなっているかのご質問ですが、平成28年8月1日現在では、所得が100万円未満の世帯は52%、100万円以上200万円未満が24.4%、200万円以上300万円未満が10.9%、300万以上が8.6%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 100万以下が52%ということですが、国保加入者の所得なしの世帯は其中でどのくらいいるか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 25万円未満の世帯のうち、所得がゼロ円の世帯数の割合なんですけど、所得がゼロ円の世帯は3,124世帯で24.20%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 所得ゼロ世帯が国保加入世帯の24.2%ということで、4世帯に1世帯が所得ゼロということですか。

次に、国保加入世帯の平均所得と1人当たりの保険税はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 国保加入世帯の平均所得と1人当たりの国保税はどうなっているかのご質問ですが、平成23年度の平均所得は172万2,338円、1人当たりの国保税は9万2,879円です。平成25年度の平均所得は178万2,715円、1人当たりの国保税は10万2,135円、平成27年度の平均所得は170万1,675円、国保税は9万8,002円となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 国保加入世帯の平均所得は下がっていても、保険税は下がらないということですかよね。

次に、国保総収入に占める国庫支出金の割合は当初約50%を占めていましたが、現在の国保総収入に占める国庫支出金の割合はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 国保総収入に占める国庫支出金の割合と推移はとのご質問ですが、決算比較で平成23年度は29.3%、平成25年度は25.4%、平成27年度は22.0%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） だんだん国保総収入に占める国庫支出金の割合が減っていると

というのがわかりました。

次に、国保税と社会保険料、組合健保ですが、負担割合はどうなっているか。40歳代、夫婦、子ども2人、年収360万円で試算をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 国保税と社会保険料の負担割合どうなっているかのご質問ですが、年収360万円の世帯の国保税は、年税額43万4,700円で、対収入比で計算しますと12.1%。組合健保の社会保険料は、これは事業主が半分を負担することから、年額が20万7,000円で対収入比は5.75%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 同じ年収で見ますと国保の負担額は倍以上になっているということがはっきりいたします。

次に、笠間市の国保税、住民税、固定資産税、それぞれの収納率はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 笠間市の国保税、住民税、固定資産税のそれぞれの収納率はどのようになっているかのご質問ですが、平成27年度決算での収納率につきましては、国保税の現年度分は89.24%、滞納繰越分を含めますと64.23%で、個人住民税の現年分では98.2%、滞納繰越分を含めますと91.85%、法人住民税の現年分は99.59%、滞納繰越分を含めますと98.08%、固定資産税の現年分は97.57%、滞納繰越分を含めますと89.86%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ここで収納率を見ますと、現年度でも89.2%、ほかの部分では98とか99%の収納率ですが、繰り越しの合計で見ますと64.23%、非常にほかの税金からすると収納率が落ちているというのがはっきりわかります。

収納率がこれだけ低いということですので、国保税の滞納世帯と割合はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 国保税滞納世帯と割合はとのご質問ですが、平成27年度末での滞納世帯は2,059世帯で、割合としまして15.1%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 国保税の収納率が低い原因、これまでも今質問した中で明らかになってきていると思いますが、市として国保税の収納率が低い要因をどう捉えているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 市民税、固定資産税の収納率と比較して、低い要因はと

の質問かと思いますが、市民税は所得のある方に課税し、また、固定資産税は土地や建物を所有している方に課税するものとなっております。国保税は平等割、均等割、所得割があり、所得のあるなしにかかわらず、加入者全員が課税されることとなっておりますので、一概に比較できるものではないと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 比較できるものではないという答弁ですが、払うのはそれぞれ国保加入者です。今、国保加入者の分布はどうなっているかというので、前にも私は質問した中で、40%が無職です。そして約35%、普通だったら社会保険に入る方、この35%というのは非正規雇用者です。そうすると、社会保険、組合健保などには入っていない方、そういう中で、国保に入っている方の収入ってどうか分布からすると、所得の低い方が非常に多いということが一つ言われると思います。

それと、国保の総収入に占める国庫負担というか、支出金の割合が平成23年度で29から平成27年度では22%に下がっております。そういう点では、この国保税が高くて払い切れない、そういう実態が出ているのではないかと思います、その辺どのように考えているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 今議員のほうからご質問がありました、払えない根拠、理由という部分は、私が考える中ではないとは思いますが。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 払えないという、そういう要因はないということ、この国保税、貯蓄のない世帯、今3割です。30.9%に貯蓄がない。もし、具合が悪くなったり、身内でお葬式ができた、そしてまた、身内で結婚式があった、臨時支出があったら本当に大変になってくるわけです。貯蓄がないわけですから。そういう人たち、だから国民健康保険は社会保障として公的保険制度の中で唯一社会保障として位置づけられているわけです。そういう点では、本当にそういう状況がないってことはあり得ないです。具合が悪くなった、事故に遭ったとか、なったら、それだけ医療費もかかる。そして1回滞納すれば、1回に3万払わなくちゃならない人が、1回払えなくなったら次は6万になってしまうわけです。したら、払えない状況というのは本当に出てくるというのは当たり前になってきています。そういう中で、笠間市の減免制度どのようなものがあるか、次に伺いたいと思います。そして、その実用、実績はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 笠間市の減免制度はどのようなものがあるか、その活用の実績はどうなっているかのご質問ですが、国保税の減免につきましては、笠間市国民健康保険税条例第22条の減免について定めてあります。

第1項では、天災その他の特別の事情のある者、第2項では貧困による生活のため、公

私の扶助を受ける者、またはこれに準ずる者、第3項では当該年度中の所得が皆無になった者、またはこれに準ずる者と認められる者、第4項では後期高齢者医療制度に伴う笠間市国民健康保険税の減免に関する規則第1項に該当する者となっており、それに伴い、要綱や規則に規定されており、利用者件数につきましては、平成27年度は収監減免が9件、後期高齢者制度に伴う減免が82件、東日本大震災の被災者に対する減免が6件、未成年者減免が1件、合計98件となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 98件あったということですが、全世帯の所得金額が前年の所得金額の10分の2未満となる見込みであるとか、10分の1未満であるとかっていう減免制度もあるわけですが、これでは低所得者が10分の1になったら生活できないわけです。ぜひ、そういう点では、この減免制度の拡充、もう少し生活に合った施策が必要かと思いますが、減免制度の拡充についてどのようにお考えか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 減免制度の拡充は必要ではないかというご質問ですが、笠間市国民健康保険税条例第22条第3号の当該年度中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずる者と認められる者を受けて、減免取扱要綱で規定しております。震災、風水害、火災、その他これらに類するものにより、被保険者等の居住の用に供する家屋の受けた損害金額の割合が10分の3以上のとき、保険税は半額から全額に減免となります。また、事業主の都合により失業もしくは個人事業の倒産または廃業により、当該年度中の所得が皆無となった世帯、また、これらに準ずると認められる場合は、世帯全員の総所得金額が前年の10分の2から10分の0の割合で所得割合額が8割から全額減免となっております。

そのほか、会社の倒産、解雇など、離職をされた方につきましても、前年の給与所得が30%として算定する軽減措置もありますので、減免制度の拡充については考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 拡充を考えてないということですが、これだけ低所得者に対して高い税金ですので、残念です。拡充を検討してないというのは非常に残念です。

質問を時間の関係もありまして、飛ばさせていただきます。

これまで、いろいろ社会保険から見ても所得の少ない人が倍以上の保険料を払わなければならぬ、こういう状況の中で、やはり国保税を1世帯1万円下げするためには1億3,000万が必要です。財政調整基金、今69億円、そして一般会計からの繰り入れをやはりふやして、払える国保税を求めたいと思います。滞納世帯、1人当たり高い国保税、ぜひ一般会計からの繰り入れなども検討して、ぜひ払える国保税にさせていただきたい、ぜひその辺で答弁を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長(打越勝利君) 財政調整基金の活用や一般会計からの繰り入れをふやし、高すぎる国保税の引き下げを求めますというご質問ですが、国民健康保険事業の要する費用は、原則としまして50%の公費負担と50%の保険税で賄うこととなっております。国保会計の歳出における医療費の伸びは高齢化や高度医療技術の進展等により高くなっており、反面、歳入においては被保険者の減少に伴い、国保税の減収となっております、非常に厳しい状況となっております。本来であれば、不足分を税率改正で賄うところですが、平成24年度に税率を改正して以来、税率を据え置いており、平成28年度では一般会計より一定基準に基づく6億9,377万4,000円のほかに、市独自に国保税負担緩和分としまして1,500万円の繰り入れを予定しております。本来の趣旨から反するため、財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れを増額しての保険税の引き下げは考えておりません。

○議長(藤枝 浩君) 横倉さん君、最後です。

○16番(横倉さん君) 今言われたのはわかりませんが、高すぎる国保税、高齢者がふえていて医療費が上がるのは当然です。ですからこの国保財政、抜本的に見直す必要があるということを最後に申し上げて、高すぎる国保税、これからも引き下げのために検討をお願いして質問を終わります。

○議長(藤枝 浩君) 横倉さん君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(藤枝 浩君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は13日午前10時から開催しますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 市 村 博 之

署 名 議 員 小 藺 江 一 三